

第百九十二回国会

参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会会議録第八号

平成二十八年十一月二十二日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

十一月二十一日

辞任

補欠選任

元榮太一郎君
相原久美子君

中西 祐介君
古賀 之十君

伊藤 孝恵君

江崎 孝君

斎藤 嘉隆君

宮沢 由佳君

佐々木さやか君

高瀬 弘美君

福島みずほ君

山本 太郎君

行田 邦子君

薬師寺みちよ君

中山 恭子君

中野 正志君

十一月二十二日

辞任

補欠選任

小川 克巳君

堀井 巖君

古賀 之十君

相原久美子君

平山佐知子君

川合 孝典君

山添 拓君

大門実紀史君

浅田 均君

清水 貴之君

出席者は左のとおり。

委員長

林 芳正君

理事

石井 準一君

二之湯武史君

福岡 資麿君

三宅 伸吾君

山田 修路君

小川 勝也君

大野 元裕君

浜田 昌良君

紙 智子君

古賀友一郎君

佐藤 啓君

佐藤 正久君

進藤金日子君

高野光二郎君

高橋 克法君

滝波 宏文君

中西 哲君

中西 祐介君

平野 達男君

藤木 眞也君

堀井 巖君

舞立 昇治君

松川 るい君

山田 俊男君

吉川ゆうみ君

渡邊 美樹君

相原久美子君

石上 俊雄君

江崎 孝君

川合 孝典君

古賀 之十君

徳永 エリ君

浜口 誠君

宮沢 由佳君

河野 義博君

熊野 正士君

高瀬 弘美君

平木 大作君

大門実紀史君

辰巳孝太郎君

儀間 光男君

清水 貴之君

山本 太郎君

薬師寺みちよ君

国務大臣

財務大臣

法務大臣

外務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全))

国務大臣

農林水産副大臣

内閣府大臣政務官

財務大臣政務官

財務大臣政務官

経済産業大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣人事政策統括官

内閣府知的財産戦略推進事務局

中野 正志君

麻生 太郎君

金田 勝年君

岸田 文雄君

松野 博一君

塩崎 恭久君

山本 有二君

山本 公一君

松本 純君

石原 伸晃君

齋藤 健君

豊田 俊郎君

杉 久武君

三木 亨君

井原 巧君

藤田 昌三君

宇佐美正行君

大川 昭隆君

澁谷 和久君

若生 俊彦君

井内 撰男君

金融庁総務企画局審議官

消費者庁次長

法務省入国管理局長

外務省経済局長

財務大臣官房審議官

財務省主計局次長

文化庁次長

厚生労働省医生活衛生・食品安全部長

厚生労働省保険局長

農林水産大臣官房総括審議官

農林水産省食料産業局長

農林水産省農村振興局長

農林水産省政策統括官

経済産業省通商政策局通商機構部長

経済産業省商務情報政策局長

中小企業庁長官

観光庁次長

環境大臣官房審議官

白川 俊介君

川口 康裕君

井上 宏君

山野内勘二君

藤城 眞君

茶谷 栄治君

中岡 司君

北島 智子君

鈴木 康裕君

山口 英彰君

井上 宏司君

佐藤 速水君

柄澤 彰君

渡辺 哲也君

安藤 久佳君

宮本 聡君

暇名 邦晴君

瓦林 康人君

森下 哲君

本日の会議に付した案件

○環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(第百九十四回国会内閣提出、第百九十二回国会衆議院送付)

○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(第九十回国会内閣提出、第九十二回国会衆議院送付)

○委員長(林芳正君) ただいまから環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、元榮太一郎君、佐々木さやか君、行田邦子君、中山恭子君、福島みずほ君、相原久美子君、伊藤孝恵君及び斎藤嘉隆君が委員を辞任され、その補欠として中西祐介君、高瀬弘美君、葉師寺みちよ君、中野正志君、山本太郎君、古賀之士君、江崎孝君及び宮沢由佳君が選任されました。

また、本日、平山佐知子君、浅田均君、小川克巳君及び山添拓君が委員を辞任され、その補欠として川合孝典君、清水貴之君、堀井巖君及び大門実紀史君が選任されました。

○委員長(林芳正君) 環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めの件及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案件を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○辰巳孝太郎君 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

まず、本日五時五十九分に福島県沖での地震がありました。津波も起きているということでございます。また、避難をされている方もおられるということでございますので、けがをされた方含めて心からの御見舞いを申し上げます。それでは、昨日の続きをまず豊田政務官からお聞きしていきたいと思います。

この民泊新法において、仮に外国法人に対して事務所の国内設置を要求した場合、T P Pの協定違反になるのではないか。現地拠点設置要求の禁止に抵触するから、中間整理では要求をしていた

ものが、これが第二期の中間整理では取り除かれたのではないか。このことについてお答えいただきたい。

○大臣政務官(豊田俊郎君) お答えを申し上げます。

仮に、I T室において、第一期中間整理にあるように、民泊を仲介する海外事業者に対して事業所の国内設置を求める措置については、当該措置はT P Pに抵触する可能性もあるものと考えております。

○辰巳孝太郎君 これをはっきり認めていただいたわけですね。つまり、国民の安全や衛生を守るために必要だと言われているこの規制がT P Pではできないということをお認めになったわけであります。

では続けて、外務大臣にお聞きしたいと思います。

外務省はI T戦略室に対して、この第一期の中間整理の事務所要求、これはT P Pに抵触するので第一期中間整理から事務所の設置の削除を求めたということだったと私は政府から聞いておりますけれども、これでよろしいでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 確認しましたところ、本年二月、外務省と内閣官房I T総合戦略室の担当者の間で打合せを行い、当省からは、民泊仲介事業者は旅行業サービスを行っていると認識の下、同事業者に対して現地拠点の設置を要求することはG A T Sその他締結済みのE P Aに違反する可能性が高い旨指摘をし、またT P P協定違反ともなる可能性が高い旨付言したということであります。

外務省としましては、この民泊仲介事業者に対する現地拠点の設置要求の禁止は、T P P協定固有の問題ではなく、G A T Sや我が国がこれまで締結してきたE P A等とも関連する問題であると認識しております。

○辰巳孝太郎君 今G A T S、E P Aという話がありましたけれども、当初それらが結ばれたとき

というのは、こういう新しい仲介業者というのが旅行業者なのか何なのか、これは分からなかったわけですね。この業者そのものがなかったわけであります。旅行業であるという認識の下、抵触する可能性があるということをおっしゃいましたけれども、今でも政府は、このエアビーズアンドビーなどの業種が旅行業なのかどうか、これははっきりさせていないわけなんですね。いないんですよ。

ですから、これ、T P Pというのはポジティブリストではなくてネガティブリストですから、旅行業かどうか分からない、そういう業種に関しては、仮に、事務所の設置を要求したのでこれは留保しますとやろうとしても、これ、どの業種か分からないからできないということになるんですよ。国際的な一致をまだ見ていないし、日本政府もこれは旅行業かどうかというのは分からないということなんですね。

ですから、安全規制を実効性のあるものにするためにも、政府として、T P Pの協議の過程においてこの仲介業者をどう位置付けるのか、このような業界、業種に対して拠点設置要求を禁止してしまうのはまずいのではないかと、T P Pに署名する前にそういう議論をしないかならないんですよ。それをしていないからおかしいと言っているんですよ。

石原大臣、最後に聞きますけれども、罰則に外国法人と日本国内の法人に違いがある。これはイコールフットリングではないということだと思えますが、これはどうですか。

○国務大臣(石原伸晃君) 辰巳委員が御指摘されましたとおり、現在、昨日も御答弁をさせていただきましたが、観光庁並びに厚労省において、立入検査や今委員の御指摘の罰則を科すか科さないかを含めて、具体的な制度設計の最中であると認識をしております。

これももう既に昨日の答弁で明らかになったとおり、我が国に拠点を持たない事業者に立入検査や罰則を科すことは、やはり通常極めて困難であると私も考えております。制度設計を行う場合に

は、そのことも踏まえた、委員御指摘の内外事業者のバランスを含めた総合的な検討がなされるものと承知しております。

具体的な制度設計については、現時点ではまだお答えするほどの情報を持ち得ておりません。

○辰巳孝太郎君 ですから、イコールフットリングではないということですね。

今後、民泊以外でも同様の問題は起こり得ると思います。安全や衛生、消費者保護のために新たな事業者規制が必要となっても、T P P協定において留保していなければ十分な規制はできません。

多国籍企業利益優先と言わなければならないT P Pは絶対に批准すべきではない、このことを申し上げて、私の質問を終わります。

○渡邊美樹君 自由民主党の渡邊美樹でございます。質問の機会をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。

私は、マーケットが広がるという視点で、このT P Pは賛成でございます。この特別委員会では、マーケットが広がるということで、日本をどう守るかということが中心で話し合われているように感じます。私は、今日は、どう攻めるかという視点で御質問をさせていただきたいと、そのように思います。

水戸の地方公聴会のお二人の公述人の意見から質問をさせていただきたいと思います。

お一人の公述人でございます。米の生産農家でございました。百三十二ヘクタールの水田を持ち、毎年、十から十五ヘクタールずつ拡大をされておりました。二・五キロメートル四方内に水田を集中させて、農機等の移動効率を高めておりました。七品種を組み合わせたことで育成期を分散させて、結果として繁忙期も分散させておりました。また、田植機やコンバインなどの大型農機も一台でこなしておりました。つまり、資本効率を上げておりました。人員効率を高め、生産性向上に高め、研究開発も行っておりました。また、スーパーやインターネットなどによって直販を

行つて、少しでも高く売る努力をしておりまし
た。そして六次産業化も進められておりました。

この公述人、経営者の方は、小さいコストで、
小さい資本で品質を上げて、単収を上げて、売上
げを上げるというすばらしい経営をされておりました。
特に米の輸出にも意欲的でございました。
しかし一方、見方を変えれば、この手法は企業に
とっては非常に常識的なことであります。企業で
あれば当たり前のことを当たり前にやられていて
というふうに感じました。私は、これらのことが
まともになされていけば、日本の農業はしつかり
守られるというふうには実は感じております。

ある試算によりますと、この二十年間で農政に
ついて七十兆円の予算が使われ、二十年間で農業
の総産出額は十一兆から八兆円に減り、そして農
業の所得も五兆円から三兆円に減り、耕地面積は
五十万ヘクタール減り、農業従事者は百万人減
り、そして従事者の六十五歳以上は三四％から六
三％になったと。つまり、TPPに関係なく、日
本の農業は衰退の一途をたどっているわけであり
ます。ですから、私は、企業の力を、企業の存在
を利用するべきだと考えております。

資料一をどうぞ御覧ください。企業が農業に進
出する七つのメリットとして挙げさせていただき
ました。

規模拡大をいたします。米農家において言うな
らば、一ヘクタール、二ヘクタールの農家と十ヘ
クタールの農家、コストは半分でございます。そ
して、企業がやることによって経営原則を実行い
たします。企業家は当然資本に対するリターン、
そして自己資本に対するリターンを意識します。

ですから、無駄なトラクターを買うわけがありま
せん。高い肥料も買いません。そして、マーケ
ティング、ブランディングをすることによって高
く売る努力をいたします。六次産業化も進めて
輸出をする力もございます。また、技術開発、研
究開発をすることによって品質向上、単収向上も
させます。また、地方創生への貢献もいたしま
す。企業の地方進出もそれによってなされます。

また、人材育成も非常に重要でございます。農家
の育成、これに予算も取っておられますが、多く
の、特に私が雇用してまいりました数千人の方々
は、農業をやりたいけれども心配だと、心配だか
ら大企業ならば安心して農業ができるということ
で、企業の農業をやりたい方が大変多く
いらつしやいました。

このような面から考えておりますと、企業が農
業に参入するメリットというものは御理解いた
けると思いますが。しかし、現状の農政は、企業
の農業参入を積極的に促すようにはなっておりま
せん。株式を公開している法人は農地を所有でき
ません。企業が五〇％以上の株式を保有している法
人は農地を所有できないわけであります。

私事で恐縮ではございますが、経営者として二
十年間、北海道から九州まで七百ヘクタールの有
機農業をやつてきた経験からしまして、農業とい
うのは土作りであり、何年も何年も堆肥を入
れて良い土にしてい、これが農業の基本であり
ます。つまり、借りればいいじゃないかという声
がありますが、車と違ひまして、車ならば借りた
ら返せばいいわけですが、しかし農地の場合には、
借りて、それに投資して投資して投資してお返し
しなきゃいけないわけですね。やはりそのような状
況においてはなかなか投資することは難しいわけ
であります。もちろん、企業は経営でありますの
で、全ての農地を買うわけではありせん。必要
な農地だけを恐らく効率的に購入していくとい
うふうに思っています。

そこで質問です。TPPを機に、日本の農業を
強くするために、企業の農地取得の更なる規制緩
和も含めて、企業の農業参入を促す政策が私は必
要だと考えておりますが、どのように考えてい
らつしやるか、お聞かせ願ひたいと思います。
○副大臣(齋藤健君) 渡邊委員の今の御主張はこ
れまでも拝聴させていただいております。

農業がほかの産業と違いますところは、単なる
産業として農業を見たときには、渡邊委員おつ
しやるように、企業の経営ノウハウというものが

全面に展開されればそれはふざかしいんでし
ょうけれども、一方で、日本の農業というのは、地域
を守っている、地域政策の側面も非常に強く持つ
ているということでありまして、例えば今の農家
の皆さんは無報酬でその地域を守るためのことを
やつたりしているわけですね。そういう活動との
バランスというものをどういうふうに考えていく
かというのが、農政の場合、産業政策と異なると
ころではないかというふうに思っております。

ただ、一方で、やつぱりこれから生産にとらわ
れているだけでは日本の農業の将来が見通せない
ということでありまして、農業も、輸出ですと
いふことから流通、加工に生産分野から出ていかな
いとじり貧になつていくという厳しい現状がある
のも事実でありますので、企業の持つてい
るノウハウですとか、そういうものを最大限活用して
いくということは今後必要になつていくと思つてお
ります。

長々と説明するつもりはありませんが、そうい
う観点から、リース方式での土地の利用というも
のを全面解禁をさせていただいたり、それから
様々な、例えば農地を利用しやすいような全国農
地の農地取得についても、参議院でも随分議論をさ
れてきておりますが、農地を所有できる法人の要
件について、本年四月に施行された改正農地法に
よりまして農業者以外の議決権比率を四分の一以
下から二分の一未満にまで拡大されるとか、それ
から本年九月に施行された改正国家戦略特別区域
法によつて養父市において試験的に企業の農地取
得が認められるようになったとか、悩みながら前
進をさせているところでございます。

ただ、現場では、法人が農地を取得した後で農
業から撤退してしまつた後、産廃置場になるの
ではないかと、そういう地域としての不安とい
うものが多々あるわけでありまして、これらの見
直しの現場の実施状況をよく見ていきながら、そ
の産業政策と地域政策のバランスを図つていき
たいと思つております。

○渡邊美樹君 ありがとうございます。

地域を守るという観点においては全く同感でござ
います。私の、もう元経営した形ですが、社員
がその地域に行つて、最初の一年、二年では仲間
として認めてもらへません。それが三年、四年、
五年その地域で活動をし、そしてその地域の一員
になつたときに、おお、いいじゃないかと、会社
でも同じなんだと、ついでにはこの土地貸してあ
げるよということ、現在は土地がどんどんどん
どん集まつている状況でございます。ですから、
企業に対して、全部それを企業とくくりにせず
に、こういう案件を、例えば三年間こうしたら
いいんではないかとということでは是非前に進め
ていただきたいなというふうに思います。

そして、もう一つありますが、私は農家に対
する経営指導、これはもう企業を別にしまして
も、農家に対する経営指導こそが一番大事だと思
つております。この農業の衰退というのは、農
家の方々がおいしいものを作ればそれでいいん
だと思つてきたがゆゑに今このような問題が起
きて、実は農業というのは、しっかりとそれを高
く売る努力もしなきゃいけないし、そしてそれ
を安く作る努力もしなきゃいけないというこ
とを農家の基本に戻らなきゃいけないというこ
とを農家の方々に伝えることで農家の方々はこれ
からも生き延びていくと思うんですが、農家の
経営指導について今どうなつてい、お話を
聞かせていただきたいと思います。

○副大臣(齋藤健君) 今、渡邊委員御指摘の
点は、私どもも大変重要だと思つております。

人口がどんどん減少をしていく中で国内マ
ーケットは縮小をしていくわけでありまして、今
までと同じような生産にずっと継続をしていく
だけではじり貧になつていってしまうというの
は目に見えた現実でありますので、できるだけ
流通、加工に出てその付加価値を取つていくと
かあるいは直接マーケットに訴えかけてより高
い付加価値を生み出すとか、今までと違つた
努力が必要になつてきて、そのときには、御指
摘のように、経

管という感覚で農家が農業をやっていくことがこれからはもう必須なのではないかというふうに思っております。

このため、これまでも都道府県の普及指導員や農協の営農指導員が直接農家に接して、できるだけ収益性の高い作物の導入を支援したり、それから簿記等の指導も行っているところであります。今、都道府県の普及指導員は約六千三百人おります。農協も営農指導員を抱えておりまして、約一万四千人が活動をしておりまして、法人化等のより高度な経営指導が必要な場合には税理士さんですとか中小企業診断士さん等の経営の専門家も一緒に農家に向いて直接指導を行うという体制を整えてきているところであります。それから、このような取組に加えて、農家自身が経営を学ぶ場、これをつくっていかなくちゃいけないということで、オンラインアグリビジネススクールを開講いたしました。現在三千人を超える農業者等が受講しておりますし、新たに地域の農業者が営農しながら体系的に経営を学ぶ、営農しながら経営を学ぶという場として農業経営塾、これを各地へ展開させたいということを今進めておりまして、平成二十八年度補正予算によりましてその開講準備を支援しているところでございます。

こういった取組を通じて農家の経営力の向上を図ってまいりたいと思いますが、企業の経験のあります渡邊委員の御指導をまたいただきながら前進をさせていただきたいと思っております。

○渡邊美樹君 農家に対する経営指導、更なる充実をお願いしたいと思います。

さて、ここで、実は私は百軒以上の農家とずっと情報交流が続いているわけですが、その担い手農家の方の意見を少し皆様にお話を、また質問をさせていただきたいというふうに思います。

先日の担い手農家の方々の集まりで、ある方が言われました。一体幾らお米関係で使っているんだ、国はという質問が出ました。調べさせていた

だきました。二十八年度の所得安定対策等におきまして、水田活用等の直接支払交付金三千七十八億、ゲタ対策としてナラシ対策、それから米直接支払交付金等々、合計で六千五百八十四億円使っているわけでありまして。

担い手いわく、休んだら金あがるとか、人間じゃなくて牛が食べるものを作ったお金あがるとかというのは根本的に間違っているのではないかと、俺たちはおいしい米を作りたいんだと、そして何を作るかは俺たちが考えたいということを言っております。これは彼らの意見でございます。そこで、彼らと話し合って、非常に乱暴な試算ではございますが、商売の基本はいいものを安く作って高く売ってほしいから、そのインセンティブになるような使い方をこの六千五百八十四億円使ったらどうなるだろうかという話合いをしました。

日本全国でお米が作れる畑の面積は二百一十七万七千ヘクタールでございます。その全てでお米を作ることはないわけですが、仮にその全てでお米を作るとなると、一年間に千二百二十四万トン、日本ではお米ができるわけでありまして、六千五百八十四億円をこの一千二百二十四万トンで割りますと、一キロ当たり六十円の交付金ができる、つまり補助金ができるということになります。

これで非常に盛り上がったわけでございますが、こういうことかと申しますと、先日の公述人も一キロ百五十円で達成できるというように言っておりました。一キロ百六十円で今作っている現在作っているとも言っております。もし百五十円で作れたならば、六十円の補助金が付けば九十円でございまして、九十円ということは、アメリカに持っていくと、アメリカは一・五四倍輸送費や保険費で掛かりますが、それでもアメリカで百三十九円で売れるわけでありまして、そしてまた、台湾であるならば、台湾は関税ゼロでありますから、一・五倍の卸値、その輸送費や保険費で一・五倍掛かりますので百三十五円でございまして、つ

まり、日本のお米が、六十円のこの今のお金を分けることによってアメリカでは百三十九円、台湾では百三十五円で売れるわけでありまして。

ちなみに、すぐ台湾の日本食レストランに電話をしましたら、一体幾らで仕入れているんだと。そうしましたら、答えが百六十三円でございまして、つまり、台湾で百六十三円で台湾のお米を買っていて、日本のお米が百三十五円に入るならば、台湾の日本食レストランを含めてどうしますかというアンケートを取りましたら、全部が日本のお米を買うというように答えてくれました。

米農家の大規模化を推進し、経営指導を行うことで生産コストを引き下げ、さらに一キロ当たり六十円の助成金が付けば、TTPを契機に安全、安心、品質に優れた日本の米は世界中に輸出できるようにになると、私はそう考えます。ほかの担い手農家にもそのことについて相談をしました。全員大賛成だという意見でございました。このことは、日本の消費者や食品加工業者、外食産業にとっても安いお米が食べられるということで大変なメリットでございまして。

そして、もう一言申し添えるならば、日銀の異次元金融緩和によってこれから私は円安になると、そう考えているわけですが、円が安くなればますます輸出にチャンスは広がると。つまり、日本の農業の未来は非常にバラ色ではないかと、そのように考えるわけでありまして。

現行の経営所得安定対策の予算を抜本的に見直し、一円でも安く作り、一円でも高く売れるために、日夜大規模化や生産性向上に励んでいる農家にインセンティブが働くように、米について一キロ六十円を助成するという政策案について御意見を伺いたいというふうに思います。

○政府参考人(柄澤彰君) 今の委員の御指摘は、理解いたしますと、米の生産自体に着目して、その収穫量に応じて直接補助金を支払うという政策はどうかという御指摘だというふうに理解しております。

そういった政策方向につきましては、現在の私

どもの政府の考え方としては、大変恐縮ではございますけれども、そういった考え方を取りますと、全ての販売農家を対象として補助金を直接お支払するということになりますと、どうしても農地の流動化を通じた大規模化のペースを遅らせる。あるいは、米という商品を考えてみますと、麦、大豆などと違いまして十分な国境措置がございまして、そういった中で、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利はない。あるいは、そもそも国内におきましては、現在、米につきましては潜在的生産力が必要を上回っているという、余っている潜在的に状況にあるというようなことから、直接、米自体の生産に着目して直接補助金を支払うという政策はなかなか難しい面があるというふうに整理しているところでございまして。

加えて、輸出の面で考えますと、輸出に仕向けられることを目的として米の生産に対して補助金を交付するというようなことになりまして、WTOにおきまして我が国が交付しないことを約束しております輸出補助金に関するルールなどに抵触する可能性もございまして、そういった面からも慎重に検討するということでございまして。

ただ、私どもとしても、もちろん米農家の大規模化あるいは生産性向上を図るためのインセンティブという考えについては共通の認識を持っております。そういったためには、むしろ担い手への農地集積、あるいは担い手の生産コスト削減の取組自体に着目した支援を行うことが有効ではないかという観点から、現在、政府としまして、例えば農地中間管理機構の活用による担い手への農地集積に対する支援、産地パワーアップ事業による担い手の生産性向上に向けた機械、施設等の導入支援あるいは生産資材費の低減等の取組を進めているところでございまして。

○渡邊美樹君 お米が余るといいますが、私はお米は加工して世界にどんどん輸出すればいいと思っておりますし、それは先ほどの意見全てと考え方が違うものですから、済みません、それについてはお

話しするのはやめておきます。

済みません、もう一つのお話をさせていただきます。

実は、公述人もう一人いらっしゃいます、この方はメーカーの社長でございました。中小企業のメーカーの社長でございます。工場を日本に二つ、ベトナムに一つ持っております。車のブレーキのゴムの製品のメーカーで社長さんでございます。この方は、ベトナムに知人がいたというきっかけでベトナムに工場を造りました。今や、現在ベトナムで作っている製品を全て日本に輸入しているという状況でございました。その方の御意見としては、TPPは自社にとってチャンスにしたいけれども、メキシコなどの業者との競争が非常に不安であるというようなことを言われていました。

実は私、そのお話を聞いていて、その後、ちよつと二人でも話をさせてもらったんですが、メキシコなどの競合先と比べて自社の優位性がどこにあるのかとか、例えば日本の逆輸入以外の海外の取引先の開拓はしているのかとか、例えば為替が円安になれば、この海外で作っていることは全く無意味になりますから、要するにそんなことを考えていたらいいのかというところで質問しましたら、非常に不安だということにおっしゃっていました。

しかし、今日私が何を質問したいのかというと、そういうことを指導されていたのが実はジェトロとかコンソーシアムなんです。つまり、今回、コンソーシアムがいい、いいという話を一生懸命されていますが、コンソーシアムは確かに、コンシエルジュがいて、あるビジネスモデルがあるものに対しては、このパートナーがいいですよとか、ここと組んだらいいですよということですが、そのビジネスモデル自体の指導というものが全くされていないんじゃないかということを私は思っていたんですが、事実、この方とお話をしたそのことを感じました。

実際、私も十を超える海外で日本のレストラン

百以上やってきたものですから、ジェトロについてはよく知っております。ただ、ジェトロさんにおいて、大体、大方行きますと、カタログを渡されて、これでどうぞ、後は考えてくださいということなんです。今回、コンシエルジュによってもう一歩進んで、その担当としてしっかりとサポートするということができたことは大変いいことだというふうに思っております。

しかし、こちらの別紙をどうぞ御覧ください。これ見ていただくと分かるんですが、左側が進出をしようとしている企業でございます。そして、通常ですとコンソーシアムに相談がある。②でございます。相談があるわけでございます。

しかし、一つ大事なことは、今回欠けているなと思ったのは、掘り起こすということ、つまり、八割以上の企業が進出する力があってもしたくないと言っている。この現状の中で掘り起こしていくという仕事をコンソーシアムはしっかりとやるべきではないか。そして、それがコンソーシアムにきたならば、これ、今まともにすぐコンシエルジュの方に運んじやっています。このバツ印を付けさせていただいていますが、それではビジネスモデルが、まだそれが勝てるか負けるか、それからそれが有効かどうかというのを確認もせずにコンシエルジュは案内役になるわけです。これでは私は危険過ぎると思います。

ですから、そこに取次ぎ、三番でございますが、経営の高度専門家チーム、それは、本当にビジネスモデルをつくり上げられるチームをつくって、そしてそこが仲介役となつて、この事業にはこういうパートナーが必要ですよ、こういうエキスパートが必要ですよ、コンシエルジュさん、あなた探してくださいねなら、これは非常に有効だというふうに思っています。

と同時に、お金におきまして、クールジャパン機構、先日、中核の方とお話しさせていただいたんですが、案件がない、結局それでお金が余つてしまっている、箱物にたくさん投入することによって何とかさは稼いでいるけれどもという

お話でした。

私はもったいないと思います。このクールジャパン機構もコンソーシアムも非常に有効な機能なのに、そこに、真ん中にビジネスモデルをつくり上げるという機能がないがゆえに、せっかくの機能が有効ではなくなつてしまっている。これを強く現場の彼らと話をしている感があるわけであります。

ですから、是非この専門家チームをその輸出コンソーシアムの視点から、またクールジャパンの視点から見直していただきたいというふうに思うわけでありますが、是非御意見を聞かせていただきたいというふうに思います。

○政府参考人(宮本聡君) 答え申し上げます。委員御指摘のとおり、この新輸出大国コンソーシアムなどによる支援を通じて、中小企業・小規模事業者の海外展開を成功に導くためには、やはり専門家による事業計画について経営上の的確な助言、これが大変重要かと考えております。こうした観点から、ジェトロの専門家を通じて支援に加えて、このコンソーシアムに参加している中小企業支援機関が海外展開を考えている中小企業・小規模事業者に対して、その経営上の課題を含めまして、海外展開の可否あるいは事業計画などに係る相談に応じているところでございます。

例えばでございますけど、各都道府県に設置されておりますいわゆる支援拠点においては、海外での事業展開を手掛けてきた企業OBなどを相談員に採用いたしまして、海外展開を考えている中小企業に対して、経営上の課題、それから販路拡大の方針、こうしたものについて助言を行うなど、その貿易実務の前の段階から相談に応じているところでございます。

また、本年度はこの相談員を一・五倍に増員するとともに、御指摘のありましたマーケティング、こうした能力の高い専門員も配置しているところでございます。その他、商工会、商工会議所におきましても、一昨年に改正されました小規模

事業者支援法により、国が一步踏み込んだ支援を計画として認定する、こうしたことでその支援能力を高める努力をしているところでございます。

今後も、委員の御指摘の、御提案の趣旨を踏まえまして、こうした各支援機関に蓄積されました経験あるいは専門性を生かしつつ、相互の連携を深めることで支援機関全体といたしまして機能を高めるとともに、中小企業・小規模事業者の目線に立った支援の一層の充実を図るために、支援体制の不断の見直し、これを行っていききたいと思っております。

○渡邊美樹君 ありがとうございます。

このTPPが、攻める農業、攻める中小企業のきっかけとなり、実体経済の成長につながることを祈念しまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○古賀之士君 民進党・新緑風会の古賀之士でございます。

質問に当たる前に、本日、午前六時前、福島県沖で大地震が発生しました。最大震度五弱を観測、また津波警報も出されるなど、この時間も不安なお気持ちで過ごされている方々も大勢いらっしゃると思います。謹んでお見舞いを申し上げますとともに、また与野党関係なく情報収集に努め、かつ適切な対応に努めてまいりたい、そう思う一人でもございます。

さて、質問に入らせていただきます。今日は数多くの重大なニュースが飛び込んできております。大変恐縮ではございますけれども、通告なしにまず一つ、今日の、飛び込んできた今朝方のニュースの中で、岸田外務大臣に御質問させていただきます。

といいますのも、トランプ次期アメリカ大統領が就任初日にTPP離脱指示へというニュースが飛び込んでまいりました。総理は、それこそAPECに向かわれる途中にわざわざニューヨークに立ち寄られて、予定を大幅に超える九十分間、トランプ次期大統領と会談をされました。その一体

中身や意味は何だったんだろうかということを、改めてどうしているんだろうかという声も上がっているところがございます。

そういう声を踏まえまして、現状で結構でございますので、岸田外務大臣のお立場で、現在のこのトランプ次期アメリカ大統領が就任初日にTTP離脱指示へという、このニュースに対して見解をお伺いします。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、委員御指摘の発言を含めて、トランプ次期大統領、選挙戦中も様々な発言をされておられました。そして、この後新政権がスタートするわけですが、新政権がスタートし、具体的にどういった政策を行うのか、これについては今の段階で予断を持って申し上げることは控えるというのが政府の立場であります。

TTPにつきましては、米国の現政権の下、十九日にTTPの首脳会談が開催されました。米国も含めて、国内の手續を進めていくことの重要性を確認いたしましたし、経済的、戦略的な重要性も確認をしたところであります。今はまずもって我が国も各国と連携しながら国内手續を進め、機運を盛り上げるべきだというふうに思います。

そして、先日のトランプ次期大統領と安倍総理の会談が何だったのかという御指摘がありました。が、この会談はトランプ次期大統領と安倍総理の信頼関係を構築する上でこれは大変重要な機会であったと思います。外交においては人と人との関係が基本であります。どんな政策を進めるに当たっても信頼関係が基本であるということを考えますときに、世界の首脳に先駆けて次期米国大統領とこうした会談を持ったこと、これは大変重要なことであったと思いますし、信頼関係構築の上において貴重な第一歩であったと認識をいたします。

○古賀之土君 突然の質問に對しまして御返答いただきまして、本当にありがとうございます。

その一方で、トランプ次期大統領は、このTTPの離脱の通告の代わりに、雇用と産業をアメリカに取り戻す公平な二国間貿易協定の交渉を進め

ていくと表明もしております。この辺につきましては、また後半、質問をさせていただこうと思っております。

では、本来通告をさせていただきました質問に戻らせていただきます。

まず、税関職員の数と今後についてお伺いをいたします。まず現状からでございます。

我が国の税関職員数は人口千人当たりどれくらいなんですか。アメリカ、カナダ、オーストラリアはどれくらいで、TTPの協定国のうち日本は何位ぐらいなんですか。

○政府参考人(藤城眞君) お答え申し上げます。税関の機能は国によりまして異なる場合がございますが、WCO、世界税関機構のデータによりますと、人口千人当たりの税関職員数は平成二十七年時点で、アメリカにつきましては約〇・一九人、これはTTP締結国十二か国中上から六番目でございます。カナダにつきましては約〇・三八人で同五番目となっております。

他方で、日本につきましては、本年十一月時点で約〇・〇七人でございまして、これはTTP締結国十二か国中十一番目となっております。

○古賀之土君 それぐらい非常に人の少ない中で税関職員の皆さんたちは仕事に励んでいらつしやるということが浮き彫りになったかと思えます。財務省といたしまして、税関職員の現状と中長期的なプランをどうお考えなのか。その際、国税職員や財務局職員との調整、いわゆる数合わせをしないようにはお願いしたいところでございますが、その辺についてどうお考えでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、政府全体では総人件費の抑制というのを基にして、税関も例外ではありませんで、始めとして、皆、各組織は限られた人員で効率的な推進を進めているところですが、一方、増大いたしております行政需要、例えば観光客が急激に増えているとか、いわゆるBEP Sの話とかいろいろありますので、こちらの方にとりましては、これは極めて人員確保というも

のは重要な問題でありまして、御指摘のありました税関でも、二〇二〇年の外国人旅行者が約四千万人というのを目標にいたしておりますので、入国管理に限らず、これ検疫の問題もありますし、そういったものと連携しながら中長期的な人員確保というのはこれはやらねばならぬところだと思っております。

このほか、国税庁におきましても、これは国際的な租税回避対策の強化という、いわゆるBEP Sの話ですけれども、これも喫緊の課題となっておりますので、国際戦略のトータルプランに基づく体制整備をやらねばならぬと思っております。

加えて、財務局におきましても、そのほかにも国有地を今活用した介護サービス基盤の確保といった一億総活躍や地方創生などの政府の重要課題に向けた体制整備もやらねばならぬということ、中長期的に立った人員確保というのに取り組みむ必要があると考えております。

いずれにいたしまして、こういった国税局内の各般にわたる行政需要の増大に対するため、これは業務の効率化というものを続けるのは当然なんです。内閣人事局とも調整をして現場職員というものの充実をやらねと物理的に無理で、これ、機械化で全部対応できるような話ではないと思っておりますので、そこところは人事局ともよくよく調整をさせていただきたいと思っております。

○古賀之土君 それを受けまして、ちなみに来年度の要求、人員ですとか予算ですとか、分かる範囲で結構ですのでお答えいただけないでしょうか。

○大臣政務官(三木亨君) お答えいたします。

本年八月に行いました平成二十九年年度の財務省の定員要求においては、税関においては観光立国の実現やテロ対策を含む水際取締りのための体制整備等のため三百七人、国税庁においては税制改正や国際的な租税回避等への対応のための体制整備等のため千七百七人、財務局においては金融監督等のための体制整備や国有財産の有効活用のため

の体制整備等のために百十六人等の増員要求を行っております。財務省全体では千五百四十五人の増員要求を行っているところでございます。また、これに併せて既存業務の見直し等により千三百十三人の減員を行うこととしておりまして、差し引きでは二百三十二人の増員要求となっております。

いずれにいたしまして、厳しい財政事情の下ではございますけれども、引き続き業務の効率化を図りつつ、体制整備を適切に進めてまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願いたします。

○古賀之土君 ありがとうございます。

なお、麻生財務大臣からお話が出ました内閣人事局、内閣人事局としましては、TTPなど自由貿易協定を始めとする政策分野及びこれまでの参議院の、お手元の資料でございますが、参議院財政金融委員会での附帯決議を踏まえまして、税関職員の数、これをどうお考えなのか、お答え願えますでしょうか。

○政府参考人(若生俊彦君) お答えいたします。税関につきましては、安全、安心な社会の実現、あるいは適正かつ公正な関税等の確保、貿易の円滑化という使命の下に、観光立国の実現やテロ対策を始めとする重要な業務を担っているというふうに認識しております。

こうした税関業務の重要性に鑑みまして、これまで毎年度の定員増に加えまして累次の緊急増員を行うなど、最大限の措置を行ってきたところでございますが、平成二十九年年度の要求におきましても、先ほど委員御指摘の附帯決議の趣旨も踏まえつつ、要求内容をよく精査をさせていただきまして、現場体制の整備等に意を配ってまいりたいというふうに考えてございます。

○古賀之土君 では、今度はTTPを取り巻く国際環境についてお話を伺います。

まず、我が国において締結済み、合意済みである条約、特に自由貿易協定の再交渉、中止、破棄を行った事例というのはこれまで存在するんで

でしょうか、お答え願えますか。

○政府参考人(山野内勲二君) 発効済みの自由貿易協定あるいは経済連携協定について、再交渉、中止、破棄を行った例があるかという御質問でございます。

我が国はこれまで十六の経済連携協定を発効させておりますが、署名発効までに再交渉を行った、あるいは発効後に破棄、脱退を行った事例、これは存在しておりません。

○古賀之士君 では、逆に、我が国以外のTPP協定国のうち、締結済み、合意済みであるこの自由貿易協定、特にですね、これについて、これまで再交渉、中止、破棄を公約に掲げた候補者や党が政権を担った国はあるのでしょうか。また、ある場合は、実際に再交渉、中止、破棄を行った事例というものを御紹介いただけたら有り難いです。

○政府参考人(山野内勲二君) 第三国の事例ということでございますので、網羅的に把握することはなかなか容易ではございませんけれども、その点をまず御理解いただいた上で、二つの例を申し上げます。

まず、米国におきまして二〇〇八年に選出されましたオバマ大統領でございますけれども、オバマ大統領はその選挙期間中に、実は二〇〇七年四月に交渉が妥結していた米韓FTAというものがございまして、これに反対しておりました。その後、大統領に就任されて、その後の二〇一〇年の六月、米韓首脳会談において、米韓FTAについて改めて協議するということを米韓の首脳で合意して、その後、補足文書の署名を得て二〇一二年三月に発効したという事例がございます。

もう一つ、同じオバマ大統領でございますけれども、オバマ候補のときに、大統領選挙期間中にNAFTAの再交渉を主張しておられましたが大統領就任後に再交渉を要求したといった事例はないというふうに承知しております。

○古賀之士君 それぞれの国で逆もまた真なりというところが事例としては挙げられると思います

が、それでは、アメリカ以外のTPP協定国で、批准が現時点で難しい、あるいは大幅に遅れると思われる国はあるんでしょうか。

○政府参考人(山野内勲二君) お答え申し上げます。

TPPは、十二か国で交渉し、十二か国で署名をして、各国で今国内手続を進めているところでございます。我々が把握しているところによりまして、まずニュージーランドでございますけれども、十一月十五日にその法案の議会承認を終えたというふうに承知しております。さらに、オーストラリア、マレーシア、メキシコ、ペルーでは、協定あるいはその国内担保法について議会の審議が行われているというふうに承知しております。

○古賀之士君 まだ審議が行われているところも随分ありますし、それからあと、ベトナムの首相も、先日、アメリカがTPPの議会への提出を見送ると発表したため、ベトナムが批准案を提出する条件を満たせなくなったと述べております。これも一つ事例として私から御紹介をさせていただきます。

それでは次は、我が国がTPPの発効時期、これ、いつを予定をしていらっしゃるのでしょうか。また、それが遅れた場合、およそ十四兆円とされる経済的な影響というのは、これは単にスライドするというだけでよろしいのでしょうか、考え方としては。

○政府参考人(澁谷和久君) お答え申し上げます。

まず、協定の発効の時期でございますけれども、先ほど外務大臣がお話しされたとおり、先日リマで開催されたTPP首脳会合におきまして、会合を通じてTPP協定の経済的、戦略的重要性、各国がそれぞれの国内手続を進めていくことが確認、共有されたところでございます。我が国としては、TPP、できるだけ早期の発効を目指しているところでございます。

お尋ねの経済効果でございますが、御指摘のとおり、発効が遅れますと、TPPによって我が国

が新たな成長経路に移行する時点が遅れると考えられます。これは、経済効果の発現が単に後ろにスライドするというだけではなくて、目には見えませんが、遅れることによる機会費用を伴っていると考えられることから、決して好ましいことではないと考えております。

○古賀之士君 では、二十八年度の第二次補正予算、TPPの関連部分について、これ、発効を前提に恐らく予算を考えていると思うんですけども、発効しなかった場合、どのような法的効果が生じるのでしょうか。平たく言うと、その予算はどうなってしまうのでしょうか。

○政府参考人(茶谷栄治君) お答え申し上げます。

我が国としては引き続きTPP協定の早期発効を目指していく方針でございますが、お尋ねの平成二十八年度第二次補正予算につきましては、未だ来への投資を実現する経済対策を踏まえ編成したところでございますが、これはTPP協定の発効を見据えたものではございますが、TPP協定の発効を前提とした予算は盛り込まれていないところでございます。

○古賀之士君 では、次の質問に移ります。地方への影響を伺います。

TPPが地方経済に及ぼす影響について、都道府県別の試算、あるいは農林水産業あるいは自動車産業、こういった産業別試算を行う必要があるんじゃないかというふうに考えておりますが、政府の見解はいかがでしょうか。

○政府参考人(澁谷和久君) お答え申し上げます。

TPPの経済効果分析、私どもの用いましたG-TAPというモデルでございますが、国単位の集計データを用いる仕様となっておりますので、都道府県ごとの影響の分析は行っておりません。

また、今回行いました経済効果分析は、TPPによる国全体のマクロの経済成長メカニズムを明らかにしつつ、それによって生み出されるマクロ

経済的な効果を試算したものでございます。産業別の細かい分析を行うには多くの仮定とシナリオを想定する必要がありますので、今回そのような分析は行っていないところでございます。

ただし、政府といったしまして、金融、情報通信、医療、環境など具体的な十一の分野につきまして、TPPにおける関連規定やメリット、さらには影響などにつきまして、TPP分野別ブックシートとして資料を作成、公表しているところでございます。

今後とも、こうした具体的な分野でのTPPによるメリット、影響などをしっかりと説明してまいりたいと思っております。

○古賀之士君 そういった意味でも是非、地方の皆さんたち、都道府県別あるいは自治体ごと、産業別、それこそきめの細かい大変な作業になるかと思いますが、是非御検討いただければと思います。

次の質問です。

先々週、JR博多駅前で大規模な陥没事故が発生しましたが、関係者の努力により短期間で復旧いたしました。念のために伺いますが、TPPの政府調達関連部分は、災害時など緊急対応において適用されるのでしょうか、されないのでしょうか。

○政府参考人(澁谷和久君) TPP協定第十五章が政府調達の規定でございます。その第十条で限定入札という規定がございます。調達機関が預見することができない事態によりもたらされた極めて緊急な理由のため、原則である公開入札ですとか選択入札によつては必要な期間内に物品、サービスを手入することができないという場合におきまして、真に必要な場合は限定入札を用いることができます、これ、すなわち通常のルールを適用しないことを選択できると、こういう規定でございます。

なお、WTO政府調達協定でも同様の規定がございますので、TPPによつて現行の制度の変更が求められるわけではないということを申し上げます。

たいと思います。

○古賀之土君 次は、総合的なTPP関連政策大綱について御質問いたします。

この中にあります企業の海外進出支援、これとは一体的にどのようなものなんでしょうか。また、特に地域の金融機関、例えば海外に支店を持つていないような地域の金融機関、これの海外進出支援もこの大綱の中に含まれているのか、お答え願えますでしょうか。

○政府参考人(白川俊介君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、TPP関連政策大綱には、金融機関等による企業の海外進出支援というものが含まれております。これは、TPPを契機として海外における販路拡大や現地法人の設立などを求める企業に対して、地域金融機関などがジェトロや中小企業基盤整備機構といった公的な支援機関と連携した知見、ノウハウの提供、海外展開に必要な資金の円滑な供給などを通じて企業を支援していくことを指しております。

金融庁といたしましては、金融機関とこうした支援機関が連携して事業者の海外進出を支援した優良事例を取りまとめたパンフレットを作成し、金融機関に配付するとともに、金融庁ホームページでも公表するといったことにより、金融機関が企業の海外進出支援を行いやすい環境を整備しているところでございます。

また、御指摘のとおり、地域金融機関を含む本邦金融機関の海外展開の促進についても重要と考えておりまして、これにつきましては、例えば新興国に対しては、法制度の整備や検査監督のノウハウの提供を通じて現地の基礎的な金融インフラを整備する、若しくは現地金融当局との間の人材交流を通じて新興国における金融人材を育成するといった取組によって現地における本邦金融機関の円滑な事業展開に貢献してきたところであります。

金融庁といたしましては、今後ともこうした取組を継続することで地域金融機関を含む本邦金融

機関の海外展開の促進に資するよう努めてまいりたいと思います。

○古賀之土君 ありがとうございます。

御存じのように、マイナス金利の中、特に地域の中小の金融機関は大変苦しい状況にございます。今お答えいただいた非常に希望が持てる部分もございます。といいますのも、地域の金融機関というのはメガバンクと違って多く支店を持つていて、これはいいですね、そういって地域の中小の金融機関が海外への進出のチャンスがあるということ踏まえれば、それぞれの地方の地元の中小企業とうまく連携やタッグを組んで海外進出の足掛かりをつくったり、あるいはまた新しい金融商品をつくって、地域に限らず多くの顧客に対して売り込みを図ることができるからでございます。是非、積極的な取組をお願いいたしたいと思っております。

さて、続きましては、多くの方が加入をし、そして保険料を納めていらっしゃる共済について、その影響について御質問をさせていただきます。

自主共済、職場などを中心とした自主共済や、それからJA、コープ、それから全労済に代表される制度共済、こういった共済がTPPの影響が及ぶかどうか、お答え願えないでしょうか。

○政府参考人(澁谷和久君) お答え申し上げます。

共済についての御心配の声、この委員会でも何回か御議論いただいたところでございます。既に御説明申し上げたところでございますが、共済が関係するのは金融サービス、第十一章でございます。そもそも、TPP協定の第十一章で我が国の金融関係の制度変更を求めるような規定はございません。それに加えて、この金融サービスの章には共済特有の規定も存在いたしません。

我が国の共済制度は元々WTOのサービス貿易に関する一般協定あるいは締結済みのEPAに何ら反することなく整合的に運用されているところでございますので、既に締結済みの協定と同様、

我が国の共済制度の見直しはTPP協定によって求められることはないというふうに考えているところでございます。

○古賀之土君 ありがとうございます。

では、冒頭の質問に若干関連してまたお伺いをいたします。

トランプ次期大統領、トランプ新政権がTPPを批准しないという場合、実際に初日に、そういう意向を表明しているわけですが、アメリカが日本に対して二国間協定を結ぶことを求める可能性はあるとこれはお考えでしょうか。

○政府参考人(山野内勘二君) 先ほどから委員の冒頭の質問に対して岸田外務大臣よりお答え差し上げたのとおり、トランプ次期政権の方針については、現段階で予断をもってコメントすることは差し控えたいというのが政府の立場でございます。

また、その関連で、TPP協定でございますけれども、これは二十一世紀型の新たな共通ルールをアジア太平洋地域に作り上げ、自由、公正で巨大な一つの経済圏を構築するものというものでございます。さらに、基本的価値を共有する国・地域が経済のきずなを深め、その輪を広げていくことで更なる地域の安定を図るという戦略的意義もあるところでございます。

我が国としては、こうした意義も踏まえて、米を含む十二か国によるTPP協定の早期発効に向け、各国の国内手続の早期完了を引き続き粘り強く働きかけていくと考えてございます。

○古賀之土君 共済の制度から若干ちょっと逸脱した質問になってしまいましたが大変恐縮なんですけれども、今朝飛び込んできたニュースで、トランプ次期大統領が、貿易に関しては我が国に災難をもたらすおそれがある環太平洋連携協定からの離脱の通知を出すつもりだ、その代わりに雇用と産業を米国に取り戻す公平な二国間貿易協定の交渉を進めていくと表明されています。したがって、これは日本もとても看過できる問題ではないと思っておりますので、総理の帰国を待って、またさちんとした御説明なり御報告を求めています。

たいと、そういうものを希望いたしております。それでは、もう一問質問をさせていただきます。

これもまた共済に関連する御質問に戻らせていただきますが、交渉中、進行中のRCEP、また日EU経済連携協定と、それに可能性の指摘されているこれまた日米二国間協定など、これはもう別個の交渉中の二国間協定ですけれども、これ今後、自由貿易協定の交渉臨むに当たって、この共済制度、自主共済やあるいはJAやコープ、全労済、こういった制度共済を守っていく意思がやはりあるか、伺います。よろしく願いいたします。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、御質問のRCEP及び日EU経済連携協定、これは今交渉中でありまして、よって、この具体的なやり取りの開示、これは交渉の今後に影響することになりますので、これを明らかにすることは控えなければならぬと思っております。

そして、日米二国間の経済連携協定、これにつきましては、もうあくまでも仮定の話になってしましますので、仮定に基づいてのお答えは控えなければなりません。

その上で申し上げるならば、我が国の共済、これは一定の地域、職業あるいは職域でつながる者が構成した協同組合等の内部において、組合員自らが出資し、その事業を利用し合うという制度であり、広範な組合員間の相互扶助組織の一環として行われるものであります。

今後、RCEPあるいは日EU経済連携協定等の交渉において共済について議論が行われる場合には、このような我が国の共済の特性を踏まえて、我が国の国益を害さない形で、すなわち今の制度を守る方向で適切に交渉に臨んでいく所存であります。

○古賀之土君 ありがとうございます。

やはりこういった共済制度というのは、保険に關してはもろなんですからけれども、この共済制度を活用されて多くの皆さんたちが加入し、また、保険金を支払って多くの皆さんたちを救って

いるというかけがえのない制度でございますので、その外務大臣の守っていくという固い決意を是非推し進めていただけるよう、お願いをいたします。

また、これから更に、総理が帰国をして、いろいろな形で御質問なりをさせていただくことになるかと思いますが、とにかく農林水産業それから自動車産業、こういったものも含めて大変裾野の広い分野が数多くこのＴＰＰに関連して、それぞれの関わっている人たちが環境それから企業、こういった部分が非常に多々ございますので、この参議院では三十日ルールがございまして、もう限りある時間しかございません。しかし、会期も迫っております。まず会期ありきということ前提に私たちは進めさせていただきます。そして、その会期の中でできる限り国民の皆様たちに納得いく御説明ができるようにこれからも質問をさせていただきましますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

これで、民進党・新緑風会を代表いたしましたし、私、古賀之士の質問を終えます。ありがとうございます。

○宮沢由佳君 民進党・新緑風会の宮沢由佳でございます。

初めに、今朝の福島県沖の地震によりけがをされた方、避難された方々に心からお見舞いを申し上げます。

では、食の安全について質問させていただきます。今、インターネット中継を見ている海外の方も含めた消費者の代弁者としてここに立たせていただいております。

生きることは食ること、食することは生きること、食べるものによって私たちの体も心もつくられていきます。特に、赤ちゃんや育ち盛りの子供たちには安心、安全なものを食べさせたいと思う気持ちには子供の幸せな成長を願っている人たちの共通な思いであり、万国共通な願いです。

特に、日本には四季折々の旬な食材が豊かであり、日本食ブームも手伝って世界中から注目され

ています。日本は治安もいし食も安全だと言っていたら、海外からの評価がとて高いことは大変うれしいことです。しかし一方で、ＴＰＰの発効によって関税が撤廃され、世界中から様々な食品が大量に輸入されるようになると、日本の食の安全が保たれないのではないかと不安になる声があるというのも事実です。

資料の一を御覧ください。

これは食の安全に関する全国意識調査の結果ですが、食品の安全性についての不安を感じているかと聞いたところ、非常に不安であるが二四、やや不安であるが五二、四人に三人の人が不安を感じています。補足しますと、不安を感じる点として最も多かったのは生産地、原産地、つまり国産か輸入品かなどに関することが六一・一％で、次いで食品添加物、残留農薬、食品衛生、品質管理、食品表示などが並んでいました。ここからは、日本人の食品への意識の高さがうかがえると思います。

また、輸入食品について聞いたところ、資料の右側ですね、輸入食品について聞いたところ、非常に不安であるが四二・三％、やや不安である、四四・六％と、不安を感じる人が九割を占め、輸入食品への不安が強いことが分かります。こちらにも補足しますと、生産地や生産国を意識して購入する食品としては、肉類六八％が最も高く、野菜、魚介類と生鮮食品が上位を占めます。

また、資料の二を御覧ください。

食品の安全性の保証について組織や人がどの程度信頼できるかと思うかと尋ねたところ、信頼感、個々の農家が八割を超え、最も高い。次いで、生産者団体、消費者団体となり、どちらかといえば信頼できないと信頼できない合計が過半数を占めたのは、政府や役所、外食産業、輸入業者で、特に輸入業者に対する信頼度は極めて低いです。つまり、これは、顔が見えることが食の安心につながり、顔が見えにくい海外からの輸入に対しては不安が高くなるということがうかがえます。

そこで、我が国では、輸出入のバランスを保ちながら、国産食品も輸入食品も安心、安全を確保した上で、国民の食の安全性に対する不安を払拭するために情報を国民にしっかりと伝えていかなければなりません。

そこで、農水大臣に質問させていただきます。ＴＰＰの発効後、五年後、十年後の輸入牛肉量の試算はどうなっているでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 今現在の国内生産量が三十五万四千トンで、輸入量が五十三万六千トンでございます。そういう中で、ＴＰＰ交渉の結果、牛肉につきましては、関税撤廃ではなく、十六年目に最終税率九％として長期にわたる関税削減期間を確保させていただきました。

また、国内産の牛肉、和牛、交雑種、乳用種のうち和牛、交雑種牛肉は、品質、価格面で輸入牛肉と差別化されておまして、競合の度合いは小さいと見込まれております。

また、十六年という先ほど申し上げました長期の関税削減期間におきまして、国内の農家の体質強化対策などを活用することによりまして国内牛肉の競争力の向上が見込まれております。我が国以外の牛肉の需要が急激に現在伸びておりまして、他の輸入国との買い付け競争も激しくなる可能性もございまして等々、当面輸入の急増は見込み難いと考えておるところでございます。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

では、五年後、十年後、輸入牛肉量は今と変わらないうことでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) ＴＰＰ発効後におきまして、ＧＴＡＰモデルというそういう計算方式を取りますと、輸入量も増えますが輸出量も増えるという意味におきましては、この輸入量が増加するということは十分考えられるところでございます。

○委員長(林芳正君) 宮沢君、指名を待って御発言ください。

○宮沢由佳君 申し訳ありませんでした。私の手元にある試算ですと、余り輸入量が増え

ないというものもありますので、輸入量が同じともし仮定をするとすると、日本の人口が減っていきますので、国産牛肉の生産量が減っていくのではないかと心配があるんですけれども、それについていかがでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 逆に、いろんな物の考え方がございましてけれども、輸入の価格水準がかなり高騰するように予測される向きもございまして。その意味におきましては、国内産牛肉の需要がかえって増える、そして輸入が減るというようなケースもかなりの度合いで蓋然性があるように思っております。

○宮沢由佳君 農水省が出されている「ＴＰＰに関する疑問にお答えします」という資料の中で、ここ十年間で中国の牛肉輸入が七十八倍増え、アジア地域では二・七倍急増し、二〇一四年では我が国と中国で世界の輸入の三割を占めているという状況だと書いてあります。このように、我が国以外の牛肉需要が急激に伸び、いつまでも我が国が思うままに牛肉を輸入できる環境になく、買い負けが起きる可能性が高いため、国内生産をしっかりと振興することが重要だと書いてあります。このことに関してお答えをお願いします。

○国務大臣(山本有二君) この委員の御指摘は、アメリカの農務省の牛肉需給予測に基づいたものだということに拝察いたします。

まず、それによりますと、二〇〇四年の牛肉輸入量につきましては、中国は一万トン、アジア地域が八十三万トンでございました。十年後の二〇一四年に中国の牛肉輸入は七十八万トン、おっしゃる通りに八十倍に急増しております。アジア地域でも二・六倍、二百四十万トンとなっております。この農務省は、更に十年後、二〇二四年の予測もしております。中国の牛肉輸入は更に倍、百五十一万トンに達しております。アジア地域も一・六倍の三百三十四万トンに達すると見込まれております。

一方、日本の牛肉輸入量は、二〇〇四年は四十五万トンでございまして、十年後の二〇一四年は

五十二万トンとほぼ横ばいでございます。

今後、中国等の牛肉輸入が更に伸びると予測される中、輸入商社などの関係者からも、いつまでも我が国が思うように牛肉を輸入できる環境にはない、買い負けを懸念する声も多いわけでございます。こうした状況を踏まえ、世界の牛肉市場の状況を注視するとともに、体質強化対策等を通じて国内生産をしつかりと振興することが重要だと考えておるところでございます。

○宮沢田佳君 国内生産をしつかりと振興すること、国内産の牛肉をしつかり増やしていくこと、これが大切だという御答弁をいただきました。

では、次の質問をさせていただきます。肥育ホルモンについてです。

肉牛を育てるときに通常よりも短期間で体を大きくするために使用されている動物医薬品である肥育ホルモンは、日本では使われることがないため、国産牛肉には使用されておらず、主にアメリカ、オーストラリアからの輸入肉に使用されていると言われています。

松本大臣は以前の答弁の中で、消費者の不安に對して、消費者の不安を払拭し、安心を確保していくためには、我が国においてどのようにして輸入牛肉の安全性が確保されているか、動物用医薬品の残留基準や輸入牛肉の検査体制がどのような考え方で定められ、実施されているかなどについて丁寧に説明していかなければなりません、関係省庁の、具体的な懸念に応じて分かりやすく情報を発信するよう、不断の努力を重ねてまいりますとお答えになっていきますが、そもそも、その動物医薬品である肥育ホルモンについて国民がどのくらいこの情報を得ていると思われるでしょうか。消費者担当大臣、厚生労働大臣にお伺いいたします。

○國務大臣(松本純君) 御指摘の一般国民が肥育ホルモンについて認知されている割合については、関係府省庁のいずれにおいても把握していないと承知しております。

○國務大臣（塩崎恭久君）御指摘の肥育ホルモ

ン、これ大体六種類くらいあるわけでございますけれども、国民がどの程度認知をされているのかということについて私ども厚労省として把握をしているわけではございませんが、厚労省においてどういう扱いをしているのかということを少し申し上げれば、食品の安全性を確保するために、まず、松本大臣の所管でございます食品安全委員会、ここによるリスク評価などの科学的知見を踏まえて、厚労省の薬事・食品衛生審議会の審議を経て、人の健康に悪影響を及ぼさないことを確認をして、動物用医薬品である肥育ホルモンやそれから農薬などの食品中の残留基準というのを定めております。

この残留基準の設定に当たっては、従来から、食品安全委員会や今の薬事・食品衛生審議会における審議の公開、国民に向けての公開、それから議事録や資料のホームページでの公表など、透明性の確保に私どもとしては努めているところでございます。

また、御指摘の肥育ホルモンを始め国民の皆様方の食の安全に関する不安を解消するために、厚生労働省ホームページに食の安全に関するＱ＆Ａというのを掲載しておりますが、ここの内容の充実を図って国民の皆様方に少しでも知っていただくというふうに考えております。

○宮沢由佳君 私の周りの子育て中の母親、友人などに聞いたところ、ほとんどの方が肥育ホルモンについて知りませんでした。そこで、私が肥育ホルモンについてその安全性も併せて説明したところ、こんな感想が聞かれました。えつ、じゃ、知らない間に食べているってこと、それはおかし

い、幾ら安全だからといって知らない間に食べさせられているというのは納得いかない、医薬品を使用しているのならそれを選択する権利があるでしょうなど、いろいろな意見がありました。これはごく普通の意見だと思います。つまり、知らないことによる不安、説明不足による混乱があるということです。

そこで、消費者担当大臣に質問いたします。輸

入牛肉の中で肥育ホルモンが利用されている確率、割合を教えてください。

○国務大臣(松本純君) 御指摘の輸入牛肉の中で、肥育ホルモンが利用されている確率についてでございますが、牛肉の輸入検査を担当している厚生労働省においても、輸入時の届出事項としておらず、把握していないと承知しております。

○宮沢由佳君 スーパーで国産牛肉がたくさん並んでいるので輸入肉は少ないと思っている人が多いかもしれませんが、実際には、日本国内で消費されている牛肉の国産の割合は約四〇％、つまり六〇％が輸入。では、どこでその輸入肉が多く消費されているかといえば、それは外食、例えばレ

ストラナなど、そして中食、チュウシヨクとも言いますが、つまりコンビニ、スーパーのお総菜などと思われれます。

そこでお聞きします。外食、中食で肥育ホルモンが使用された肉を食べる確率はどれくらいでしようか。消費者担当大臣にお伺いします。

○国務大臣(松本純君) 肥育ホルモンは、現在のところ、国内流通では輸入された肉にしか使用されておりませんが、輸入牛肉の中で肥育ホルモンが使用されている率が把握されていないことかから、御指摘の外食、中食で肥育ホルモンが使用された肉を食べる確率も把握できないと承知してお

ります。
○宮沢由佳君 済みませんでした、無理な質問をさせていたたたかもしれません。
実は、この質問をさせていたたたことには訳があるんです。聞いていたたたと思います。
実は、私にはEUに住んでいる日本人の友人が

います。今、ネットで見ています。仕事の関係で彼女是一年間に四、五回日本へ帰ってきます。先日、肥育ホルモンが話題となり、彼女が私にこう言いました。海外に出たときはある程度仕方がないといと諦める人が多いかもしれない。でも、EUにいれば肥育ホルモンで育った肉は少なくとも食べませんから、つまり機会がありませんから。EU

は肥育ホルモンを使用した肉を作ることにも輸入す

ることも禁止されています。EUにいれば肥育ホルモンで育った肉は少なくとも食べませんからつまり機会がありませんから、日本へ行ってそれを実は食しているという可能性があるのは嫌です。日本はオリンピックまでに食の安全性とその表示義務についても考え直す必要があるのではないのでしょうか。

彼女を含め、肥育ホルモンの使用も輸入も禁止されている国から日本へ来る多くの方々にどんなな説明をされるのか、お伺いします。そもそも、なぜ日本は肥育ホルモンを使用した肉を輸入しているのか、厚生労働大臣にお伺いします。

○国務大臣 塩崎恭久君） 国内で使用されてい

いにもかわらず海外で使用されている肥育ホルモンなど動物用の医薬品や農薬などにつきまして、食品中の残留基準を設定をいたしまして、その基準の範囲内で輸入を認めているわけでございます。

これは、我が国では、従来、残留基準が設定を

さていなかっただ動物用医薬品などにつきま
して、食品中の残留の程度にかかわらず、かつては
輸入を認めておりましたけれども、平成十八年に
新たな制度を導入をいたしました。これは、いわ
ゆるポジティブリスト化をするという、ポジティ
ブリストに変わったわけでございます。原則全

ての動物用医薬品などに残留基準を設定をして規制を強化をしたことによるものでございます。これによって、国内ではニーズがなく使用されていない動物用医薬品や農薬などについても、海外で使用されている場合には科学的に安全と認められる残留基準を設定するとともに、これを超える輸

入食品の流通を禁止をし、安全性を確保するといふ形を取っているわけでございます。

我が国では、肥育ホルモンが使用された牛肉について、科学的な根拠に基づいて、人の健康に悪影響を与えることのない量として国際的なリスク評価機関 JECFA が定める一日当たり摂取許容量を下回る範囲内で肥育ホルモンの残留基準を設定

定をいたしまして、その基準を超える食品の輸

入、販売を禁止をしていることから、食品の安全性は確保されているものと考えているところでございます。

○宮沢由佳君 では、なぜEUは肥育ホルモンの使用も輸入も禁止しているのでしょうか。厚生労働大臣にお伺いします。

○国務大臣(塩崎恭久君) なぜEUが肥育ホルモンの使用も、あるいは肥育ホルモンを使った肉の輸入も禁止しているのかと、こういう御質問でございましたが、EUにおきましては、肥育ホルモンについては、人への健康影響の有無について、現状では安全性を評価するためのデータなどが不十分であり評価を行うことができないという独自の主張で肥育ホルモンの使用及び肥育ホルモンを使用した肉の輸入を禁止しているというふうに承知をしております。

なお、EUの肥育ホルモンの輸入禁止措置は、過去に米国がWTOにEUを提訴をいたしました。その結果、科学的根拠に裏付けられた措置ではないとしてEUは敗訴をいたしまして、その結果、報復関税措置などを課せられたと承知をしております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

私が紹介しようと思ったことを言っていたいただきました。そして、課税が課せられた上で、EUはアメリカにホルモンフリーの牛肉を輸入するというところで、アメリカからホルモンフリーの牛肉を輸入しています。つまり、アメリカは分けて、肥育ホルモンを使った肉と、そしてホルモンフリーの肉を相手国によって差別化して輸出しているわけですね。

では、次の質問です。我が国が一番多く牛肉を輸入している国、オーストラリアが牛肉を輸出している主な国を教えてください。

○国務大臣(山本有三君) 二〇一五年のオーストラリアの牛肉輸出量は世界一位、百三十一万七千トンとなっております。輸出相手国は、第一位がアメリカでシェアは三二%、二位が日本でシェアは二二%、三位が韓国でシェアは一四%、四位が

中国、香港でシェアは二二%、五位がEUでシェアは一〇%でございます。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

では、日本が牛肉を輸入している二番目の国、アメリカが牛肉を輸出している主な国を教えてください。

○国務大臣(山本有三君) 二〇一五年のアメリカの牛肉輸出量は世界第四位で、七十一万四千トンでございます。主な輸出相手国は、第一位が日本でシェアは二四%、二位がメキシコでシェアは一六%、三位がカナダでシェアは一四%、四位が韓国でシェアは同じく一四%、五位が中国でシェアは同じく一四%、EUにつきましてはシェアは二%でございます。

○宮沢由佳君 御丁寧にありがとうございます。では、肥育ホルモンの使用を禁止している国、輸入を禁止している国を教えてください。

○国務大臣(塩崎恭久君) まず、御指摘の肥育ホルモンの使用につきましては、現在把握している限りでは、EU各国、それから中国、ロシアにおいて使用が禁止されていると承知をしております。また、肥育ホルモンが使用された牛肉の輸入については、現在把握している限りでは、EU各国、中国において輸入が禁止されているものと承知をしております。ロシアにつきましては不明でございます。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

では、資料の三を御覧ください。

我が国が牛肉を多く輸入しているアメリカもオーストラリアも、肥育ホルモンを禁止しているEUや中国にはそれにきちんと対応して肥育ホルモンを使用していないホルモンフリーの牛肉を生産して輸出しています。ロシアも肥育ホルモンの使用を禁止しています。アメリカとブラジルの業者は生産ラインを国内向けとロシア向けに分けることでロシアの輸出を許可されています。

日本もきつぱりとホルモンフリーの牛肉を輸出するようにアメリカやオーストラリアに対して強い姿勢で要求するべきじゃないでしょうか。日本

がホルモンフリーの肉を要求することはそういった生産を伸ばすことになりません。また、日本国内の輸入肉は不安だというイメージを払拭することになるのではないのでしょうか。

次の質問です。海外から日本への観光客数と、そのうち肥育ホルモンを禁止しているEU、中国、ロシアからの観光客数を教えてください。

○政府参考人(瓦林康人君) お答え申し上げます。

EU加盟国からの訪日旅行者数の合計は、二〇一五年で百一十一万人となっております。中国からの訪日旅行者数、二〇一五年で四百九十九万人でございます。ロシアからは二〇一五年で五万人となっております。これらの国・地域、合計いたしますと、二〇一五年で六百十六万人となっております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

私の手元にある安倍内閣三年間の成果という、新たな数値目標という中で、訪日外国人の旅行者数、二〇二〇年四千万人目標というふうにも掲げられております。

先ほど、私の友人のように肥育ホルモンの使用も輸入も認められていない国から日本へ来てくださる方が、日本へ来ることで肥育ホルモン使用の肉を口にする可能性があるというのは、最初に述べた日本食は安心だというイメージを壊すことになるのではないのでしょうか。オリンピックでも、これから海外から多くの観光客が来日します。食の安全の見地から、その表示をしつかりと行うべきじゃないでしょうか。消費者担当大臣、TPP担当大臣、御意見をお聞かせ願います。

○国務大臣(松本純君) 我が国においては、大きく二つの考え方があります。一つは、厚労大臣から御説明があったように、日本で販売、流通をされている食品に関しては安全性が確保、担保されているということが一つ、もう一つは、例えば表示について言えば、どのようにそれを証明するかということについて、その罰則が付いているという制度がつけられているという一面もありま

す。

また、肉につきましては、ホルモンそのものが十分な日数で代謝されて体外に出てしまうということなどから、これは測ることができないということと、そのホルモンを使った、あるいは使っていないというところがありまして、そういう流れになっているところでありまして、それで、そのために、我が国の国内流通をしている食品、また海外から入ってきている牛肉につきましてもその安全性は十分担保されているという流れの中から進んでおります。

また、御心配をされている御友人の皆さんが海外から来られて、ホルモンの入っていないものが食したいというような御要望に対しては、ホルモンフリーということに対しての対応というのは、肥育ホルモンを使用した輸入牛肉を避けたいという消費者のニーズを踏まえて、肥育ホルモン使用をしていないという表示を行うことは現行の仕組みにおいても企業の任意で取り組めるものでありまして、したがって、肥育ホルモンの使用の有無について企業が情報を得ていれば積極的に表示がなされるものと考えているところでございます。

○国務大臣(石原伸晃君) TPPの下でも食の安全ということとは全く同じでございますので、委員のような御懸念に込められるようにしつつ、松本大臣を中心に、この科学的な問題を説明して応えられるようにしていくことが肝要であると考えております。

○宮沢由佳君 消費者の間では、肥育ホルモンなどを使用せずに育てたオーガニックな食肉へのニーズも高まっています。その動きに応じて、アメリカ農務省からオーガニックの認証を得た小規模な農場も三千から一万三千に達したという情報もあります。また、アメリカではオーガニックスーパが非常に伸びています。日本でも同じです。日本のあるこだわり商品を置いているスーパーマーケットは、ここ十年間に店舗数が三倍になりました。生産から販売までの独自の安全基準を設定しています。それだけ国民が安心、安全な

ものを求めているということです。

しかし、オーガニック商品は決して安くはありません。誰もが購入できる価格ではありませんので、富裕層だけがオーガニック食品を手に入れることができて、生活に余裕がない人が購入できないのは、そこに格差が生じてしまうと思います。食の格差ができる、また安心、安全の格差ができるということはとても不安になります。

T・P・P発効は、今だけ、金だけということでは困るんですね。子供たちの未来への約束がなければならぬと思うんです。十年後、二十年後、今の赤ちゃんたちが大人になるときに日本の食の安全と安心を残す、そのことが私たち大人の義務だと思います。何を残して何を残さないのか、子供たちへの未来のビジョンを示す必要があります。

T・P・PにはISDS条項があり、食品の表示に關しても、その表示が障壁だということになれば表示そのものができなくなる可能性があります。アメリカでは、牛肉の国産表示が貿易障壁に当たるとして原産国表示が禁止されてしまいました。T・P・Pは生きている協定とも言われているように、その発効当時よりも企業に有利に働くように変化していく仕掛けがあります。それならば、せめて発効前に、日本の消費者の利益が尊重される最大限の努力を今すぐにやるべきではないでしょうか。

消費者担当大臣、T・P・P担当大臣、御所見をお願いいたします。

○国務大臣(松本純君) 消費者の食に対する不安というものを取り去っていくというのは大変大きな仕事でありまして、懸命にそれには取り組んでまいりたいと思います。

何よりも、この国内で今流通している食品については間違いなく安全である、また安全なものでなければ流通してはいないという今実態にあります。また、WTOなどでその基準が決められておりますが、これがT・P・Pによって変化させられるというものではないと承知しております。

○国務大臣(石原伸晃君) いずれにいたしまして

も、委員からの御指摘のとおり、海外からのお客様に対しても日本における食の安全と安心というものを確保すべきという点においては委員と全く同じ考えでございます。消費者庁の松本大臣の総合調整の下で関係府省が連携して国民の食の安全に万全を期していかなければならないというふうに考えております。

○宮沢由佳君 世界の多くの国が禁止している肥育ホルモン使用の肉をやすやすと受け入れている今の現状を皆さんはどう思うでしょうか。

ホルモンフリーの肉や、さらに高品質のものを輸入するんだという強い姿勢を取ることはできないのでしょうか。農水大臣にお伺いします。

○国務大臣(山本有二君) 食の安全を確保することとは、まずは食品の安全担当である厚労大臣のお考えでございます。また、禁止農薬を使っておる場合は、我が国で植物防疫、動物防疫でこれを阻止する水際作戦がございます。そのような意味におきまして、我が国の食あるいは農産物の安全、多方面から、いろんな角度から考えていく必要があります。

その意味において、先生御指摘のホルモンフリー、やがては日本の食の選択、国民の食を選択するその考え方の下に、そういう輸出、輸入というような考え方の下に規制をするということも私はあり得る話ではないかなというふうに考えております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。規制をしていただくという可能性を感じました。大変うれしいことでございます。

資料の三をもう一度御覧ください。

この資料の三、オーストラリアやアメリカが肥育ホルモンを使っていないホルモンフリーの牛肉をEUにも中国にも輸出しているという現実、ここに日本を入れていただきたい、これを強く要求します。

そして、そのオーストラリアから中国へ輸出しているホルモンフリー牛肉の下にブランド牛肉というふうに書いてございますが、キロ二万円のブ

ランド牛肉を今中国の方々が競って購入されているというふうに資料にありました。こういったものを日本でもどんな力を入れて生産し、そしてその肉を輸出していく、こういったことは先ほど大臣の御説明にも、しっかりと力を入れてやっていくというふうに言っていたいただきました。私自身、消費者の一人でありますから、やはりきちんと目で見えて、そして選ぶ選択の自由をいただきたいというふうに思います。

最後に、もう一つ質問をさせていただきたいと思ひます。

私は、このEUの友達、この人だけではなくて、たくさんさんの禁止国に友達がいます。その禁止国の友達が日本へやってきたときに、できれば肥育ホルモンを使用した肉を食べたくないといったときに、大臣はどんなふうにお友達に説明なさいますか。農水大臣と消費者担当大臣、お願いいたします。

○国務大臣(山本有二君) 我が国の食の安全は、まず厚労省でしっかりと精査しております。その意味において安全ということでございますが、やはり食物というのは個人個人の嗜好や食味、そのほかいろんな価値観がございます。

そういうような考え方の下に、我が国におけるそういう選択がEUと違っているというように説明をし、かつまた、これが世界的基準になるのか、あるいは肥育ホルモンが全く身体に無害で何の科学的な根拠もなかったのかというようなことを説明しつつ、そして、それが今この現状ではまだ判明していないというような説明以上は私の方ではできかねるわけでございますが、何らか、日本に滞在していただいて安心していただきたいという願いは同じでございます。

○国務大臣(松本純君) 今お話にありましたように、友人が訪ねてきて肉を食べたいという話になったときに、我が国はいずれも安全である、いずれを選択しても大丈夫だという考え方でございさうせたいと思ひます。

○宮沢由佳君 今私が聞いた質問は、肥育ホルモ

ン禁止国から友達が来た場合を聞いています。私の友人も現に、知らない間に食べているのは嫌だというふうに言っています。ですから、そういった友達に対してアドバイスをお願いいたします。○国務大臣(松本純君) 基本的な、いずれも安全という前提ではありますが、消費者の求めに応じて肥育ホルモンを使用しない牛肉を食したいというのであれば、現行の仕組みの中でも、企業の任意でございますが、肥育ホルモンの使用の有無について企業が情報を得れば積極的にホルモンフリーの表示というものができるといふ状況にありますので、そういったものを選んであげることができるといふことになると思ひます。

○宮沢由佳君 高級な国産牛を食べられる人ばかりではないということ、それから、海外から日本に来る方は、多くのバックパッカーと呼ばれる方々がいます。旅費をなるべく節約して、そして安価な宿泊所に泊まって、そして日本人の一般が食べているものを一緒に食べたいという方がいっぱいいます。そういう方々にしっかりと私は安全を保障できるように肥育ホルモンの使われていない肉を輸入していただきたいと思います。

私は、海外から来てくださる方々に、日本で食べるものは世界で禁止されているものは一つも入っていないという国にしたいと思ひます。日本は治安もいし食も安全だと世界から言われるような基準、表示をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(林芳正君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、古賀之士君が委員を辞任され、その補欠として相原久美子君が選任されました。

○浜田昌良君 公明党の浜田昌良でございます。最初に、今朝、福島沖で地震がございました。

被害に遭われました方々に改めてお見舞いを申し上げたいと思います。

先週、この委員会、金曜日、参考人質疑がございました。その際、今ほとんど議論になりました食の安全の関係で、WTOのSPS、いわゆる衛生検査協定とTPPのSPS章の理解の仕方、異なる見解が示されました。まず、この点についてお聞きしたいと思います。

あるA参考人、この方はこうおっしゃったんですね。WTOのSPS協定では、一定の場合の予防原則が規定されている。お手元に資料を配らせていただきましたが、これは多分SPS協定の五条七項を言っておられるんだと思うんです。「加盟国は、関連する科学的証拠が不十分な場合には、関連国際機関から得られる情報及び他の加盟国が適用している衛生植物検疫措置から得られる情報を含む入手可能な適切な情報に基づき、暫定的に衛生植物検疫措置を採用することができ」と。これがWTO・SPS協定にあるんだけれどTPP協定にはこの表現がないと、だから大きく後退しているんだとA参考人はおっしゃいました。

一方、B参考人の方、まあA参考人は全体的にいうとTPPは反対だという方だったんですが、B参考人は反対でも賛成でもないだけではないという方なんですけれども、この方は、TPP協定のルールに関する規定、物品、貿易以外についてはWTOの関連協定、SPS協定を含むものであります。加えて手続上の上乗せを規定しているんですけど、TPPに予防原則の規定がなくとも、TPP相手国、例えばアメリカにWTOの関連協定の範囲内で予防原則を求めることができる、という見解でした。この方の見解によりますと、この資料によりますと、TPP協定のSPS章関連部分、七・四条の一般規定の一、二、締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利義務を確認する、つまりSPSの権利義務を確認すると、この協定、TPPのいかなる規定も、衛生植物検疫措置の適用に関する協

定、SPSにより各締約国が有する権利及び義務を制限するものではないと、こう書いてあるわけなんです。

この二つの見解が示されたわけですが、ここで政府参考人にお聞きしたいと思えます。このTPPの条文の理解の仕方、また各国の共通の理解はどちらなんでしょうか。

○政府参考人(澁谷和久君) お答え申し上げます。

先生お配りいただきました資料にございますように、WTO・SPS協定第五条の七、よく予防原則という、いわゆる予防原則に関連して引用されるのがこの条文でございます。科学的証拠が不十分な場合には、入手可能な適切な情報に基づき、暫定的に衛生植物検疫措置を採用することができるという規定でございます。TPPにはこのように規定がなく、したがって暫定的な措置をとることができないという誤解が往々にして語られることがございます。先生御指摘のとおりでございます。

お配りいただきました資料にもございますが、TPP協定のSPS章の第四条の二項、「この協定のいかなる規定も、衛生植物検疫措置の適用に関する協定により各締約国が有する権利及び義務を制限するものではない」と規定をしております。WTOのSPS協定に基づく権利及び義務を確認しているところでございます。

TPPの参加国十二か国は、いずれの国におきましても、やはり国内において食の安全について非常に重視する、そういう声が多いのは事実でございます。このTPP協定SPS章の条文作りの過程におきましてWTOとの整合性というものは十分留意してきたところでございます。

さらに、このいわゆる暫定措置につきましては、このWTOの協定をそのまま引き継ぐということに更に明確にするために、TPPのSPS章第九条第三項(6)でございますが、WTO・SPS協定上の締約国の権利及び義務を認めつつ、この章のいかなる規定も、締約国が衛生植物検疫措置

を暫定的に採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならないと明記してあるところがございます。

したがって、TPP協定のSPS章におきましても、WTOのSPS協定と同様、暫定的措置をとることができるというのは共通の理解でございます。

○浜田昌良君 そうしますと、先週金曜日、参考人質疑ございましたA参考人、B参考人というのは、B参考人の見解が、理解が正しいということなんです。ただ、今回のTPP協定にはいろいろな手続規定が書いておられて、その手続規定、上乗せ規定のものを適用するとWTOで守られている権利が行使しづらくなるんじゃないかと、そういう懸念を持つ方もおられるんですが、そういうことはないんでしょうか。

○政府参考人(澁谷和久君) お答え申し上げます。

TPP協定はいずれもWTOプラスということ念頭に置いて作成されておりますので、SPSのチャプターにおきましてもWTO・SPS協定の内容を上回る規定というものが用意されておりますが、これは、各締約国のSPS措置に係る手続の透明性の向上に関する規定、それからSPS章の規定の下で懸案事項が生じた場合に専門家が関与して行う、CTCと呼んでおりますが、協力的な技術的協議を求めることができるという規定が主なものがございます。

透明性につきましては、これは我が国が既に持っている対応の範囲内でございます。特段の問題がないと考えておりますし、それからCTC、協力的な技術的協議につきましては、いわゆる紛争処理に移行する前に、紛争処理という国と国のそういう争いではなくて、専門家同士で懸案事項について迅速に専門的な見地から対応する、そういう観点から設けられた規定でございます。我が国はむしろこれを活用することが大きい期待できるところでございます。

いずれにいたしましても、TPP協定のSPS

章は、WTOのSPS協定上の権利をそのまま確認をしているところでございますので、我が国の食品安全に関する制度に何ら変更を強いられるものではないと思えます。

○浜田昌良君 今答弁がありましたように、TPP協定としてはWTO・SPSの権利義務はしっかり確保されていると。その上で、透明性なり、CTCという言葉がありました、コーポラティブ・テクニカル・コンサルテーションということで、早期に問題を解決しようということが書いてあるだけでございますので、決して御心配されるような、暫定的な措置ということを日本がとることは妨げられないということを確認させていただきます。

ただ、このA参考人は、ある有名国立大学の大学院の准教授の方でございます。農業が専門の方なんです。そういう方が、いや、TPPは後退しているんですよという話をされると、多分一般の方は混乱するかもしれないですね。ここが私は大きな問題点だと思っております。

つまり、一般の方々の理解とともに、専門の方々にも正しい理解の仕方をよく普及、広報しなければ、単に賛成か反対かという議論だけでは議論は収められないんじゃないんですね。共に正しい理解に合わせていくことによって、このTPP、日本にとってプラスなのかマイナスなのか、議論が収められていくと思うんですが、この努力について石原大臣に御答弁いただきたいと思えます。

○国務大臣(石原伸晃君) 今の浜田委員と政府参考人の話を聞かせていただきました。やはり専門家の話を聞かなくて、なぜこのTPP協定の解釈をめぐって誤解が出るかというと、WTOという基本原則があつて、その上に書き加えているというところがある、どうしてもなかなかそこを読み取ることができない。ですから、併せて読まなきゃいけない部分と、さらに、それが違う項目、同じ章なんですけれども、違うところに暫定措置一つ取ってみてもしっかりと書いてある。こういう専門的なことをやはり専門家の皆様には丁寧に

説明していく必要があるということが、大変委員と政府参考人との議論を聞かせていただけてよく分かったところでございます。

さらに、諸問題に基づく誤解や不安の声を解消するために、QアンドAをお作りしたという話をさせていただきますが、これもいろんな御意見、あるいは地方公聴会で出て、誤解があったというようなこともその中にしっかり入れて、今のは各章の何項という非常に難しい専門的な議論であったと思うんですが、それをもう少し分かりやすく、T P Pに関するQアンドAを更新していかなくさいいけない、もう少し易しく書かせていただきたいと強く思ったところでございます。

また、今日はテレビ中継はないのでございますけれども、委員の方から御指摘いただいたような形で、国会審議を通じて国民の皆様にも専門家の皆様にも本場のところが伝わるのではないかと、引き続き丁寧に御答弁をさせていただきたいと思っております。

○浜田昌良君 T P Pに関しては、賛成の方もおられますし、反対の方もおられます。ただし、それが誤解に基づく反対というのはいささか悲しいと思いますので、正しい理解を一般の方にも、また専門の方にも広く広げていただきたいと思います。

次に、協定また関連法案について直接質問させていただきたいと思いますが、私は十四日のこの委員会の冒頭の総括質疑で、日本が率先してこのT P P協定また関連法案を成立させ、承認する必要があると主張させていただきました。その理由としては、確かにアメリカでの次期政権のいろんなことについては不透明さがあります。しかし、保護主義の蔓延を未然に防止をしていく、特に自由貿易立国である我が国としてその責務が大きいと思っております。

先ほども、いや、マルチの協定、多国間協定じゃなくて二国間協定だという声もありましたが、二国間協定と多国間協定は大きく性格を異にするものでございます。これも参考人から先週話があったんですが、マルチというのはやはり一定

のルールを作るものなんです。そういう意味では、ルールメイキングというのにはアメリカという国がもう手を引いていくのがどうなのか、これは同盟国として大きな関心事です。やはり今までは民主主義、基本的人権、またさらに法の支配という、そういう多様なものを尊重していくというものを共有していた国がルールメイキングから手を引いていけると、世界的ないろんな問題についても我が国としても難しい局面に直面するかもしれません。

そういう意味では、是非そのために我が国が率先してこの協定また関連法案を成立させるといふのが必要だと思いますが、そういう理念的な利益だけではなくて、実利的にも今回の法案は早く通した方がいいと私は思っています。

と申しますのも、今回の東海法案、十一本になっっているんですが、ほとんどは、確かにT P P協定発足しなければこれが法施行されないというのがほとんどなんだけど、一本だけ違うものがあるんですね。T P P協定が発効しなくても法施行するものがあるんです。これはどういう意義なのか。これについては、協定が発効するしないにかかわらず、どういう効果があるものなのかについて、まず、東海法案をまとめられた石原大臣にちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○国務大臣(石原伸晃君) 委員の御指摘は、多分地理的表示のG Iがなぜ離れているかということだと思えますけれども、これはやはり原産地を明確化することによってより良く、例えば日本酒という形の中でも、アメリカのカリフォルニア米を使っても今は日本酒として売れたり、あるいは、これはヨーロッパの方が大変御熱心で、やっぱりシャンパンといいますと、我々は感覚からすると発泡性の白ワインはみんなシャンパンかなと思うんですが、シャンパンはシャンパーニュ地方でできたものしかシャンパンと認めない。こういうことをより明確化するということで、この問題については切り離されているんだと認識しております。

○浜田昌良君 今、石原大臣から御答弁いただきましたように、地理的表示の国内法につきましてはT P Pの発効とは関係なしに法施行されるという、そういう陣立てになっております。

この地理的表示について何かといいますと、元々はT R I P S協定、平成六年だと思えますけれども、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定、この二十二条、二十三条を根拠にしている権利でございます。当時、今、石原大臣も御答弁いただきましたように、いわゆる原産地を誤認させるような表示、これをしてはならないというのは二十二条なんです。あわせて、ブドウ酒及び蒸留酒については、更に追加的保護、特に日本風シャンパンとか、これも駄目よと、そういう、誤認じゃないけれども、それも駄目よという二段に掛かった義務があったわけです。このT R I P S協定を結んだときに、国内担保法としては、まず全体誤認については不正競争防止法で国内担保法を作りました。後段のブドウ酒及び蒸留酒の追加保護についてはいわゆる酒税法関連法案でこれを保護をして、我が国としてはこの協定の承認をしたわけでございます。

そこで、今回、酒関係でいいますとどういふものが対象になっているかというと、山梨ワインとか石川県の白山の日本酒、球磨焼酎とか薩摩焼酎とか六品目が今まで対象になっていたんですが、これは、これから日本酒も、日本のお酒も海外に出していこうという話もございまして、平成二十七年十二月には日本酒という、これ全般で指定されたことになっております。

この相互承認がどれぐらい進んでいるかということなんですけれども、これはいわゆる二国間の、日本といろんな国とのE P Aのたびごとに相互承認進めてまいりまして、チリとかペルーとかメキシコとの間で相互承認進んでまいりました。が、今次、T P Pの交渉に際しましてアメリカと相互承認が進んだんですね。この交換公文というのが交わされていまして、平成二十八年二月四日付けで交換公文で、日本とアメリカの間で酒類に

関する地理的表示の交換公文が発効しているわけですが、これは、たとえアメリカがこのT P Pを承認しなくてもこれは効力を失わないものなのかどうか、御答弁いただきたいと思います。

○大臣政務官(杉久武君) お答え申し上げます。今委員御指摘のとおり、日本産酒類の地理的表示につきましては、国際交渉を通じて外国においても保護がなされているよう求めていくこととしており、これまでもメキシコ、チリ及びペルーとのE P Aにおいて相互保護の実現を図ってきたところでございます。

今回の米国の関係でございますが、今回のT P Pでは、米国との間において酒類の地理的表示の相互保護を検討する手続を開始することについて交換公文により合意をしており、交換公文は本年二月の四日から効力が生じているところでございます。これを踏まえ、財務省といたしましては、米国における日本産酒類の地理的表示の保護が適切に実現するよう、引き続きしっかりと働きかけてまいりたいと考えております。

○浜田昌良君 今答弁ございましたように、今年の二月四日付けで交換公文がされておまして、これについてはアメリカがT P Pを承認するかしないにかかわらず手続を進めていくと。これ、大きなことなんです。と申しますのも、この地理的表示というのが、地理的表示用の独自の制度を持つている国と、それは持たずに商標でやっている国と、大きく二つに分かれるわけです。アメリカは、証明商標制度というので、どちらかという相互承認しにくいくりだったんですよ。それを今回努力をして相互承認までこぎ着けたというのは大きな前進だと思っております。

そこで、少し質問の順番を変えてお聞きしたいと思うんですが、この地理的表示、今回法律は、酒類、お酒じゃなくて農産物などの地理的表示の関係なんです。が、農産物、食品関係だと、地理的表示よりも地域団体商標というのが従来あったわけなんです。例えば、委員長の御地元の下関のふくどとか、あと神戸ビーフだとか、そういうものはこ

れ、農産物関係で三百三十五件、酒で十三件もあるわけですね。一方、今の地理的表示というのはまだ二十件ぐらいしかないわけですね。

まず、農水省の政府委員にお聞きしたいと思いますが、この地域団体商標に比べまして地理的表示のメリットというのはどういふところにあるんでしょうか。答弁いただきたいと思っています。

○政府参考人(井上宏司君) お答え申し上げます。

地域団体商標と地理的表示の違いでございますけれども、商標制度につきましては、その名称の独占的権利を設定をいたしまして、他者に自分の商品名を使わせない、そういうことに主眼を置いておりますのに対して、地理的表示の制度につきましては、産品の名称と併せて、産品の特性あるいは生産方法等を知的財産として保護するものでございまして、品質に着目をしたブランド化にはより地理的表示は適しているものと考えております。

また、地理的表示制度におきましては、不正な地理的表示の使用は行政が取締りを行うことになっております。また、更新の必要がないために登録を維持するコストが掛からないといったことが特徴としてございます。

○浜田昌良君 今御答弁ございました、いわゆる地域団体商標と比べて品質に着目したブランド化ができる、またその取締り、例えば商標の場合は自分自身が、商標権者がチェックをしないと権利を守れないのに対して、行政機関がちゃんとこれを守ってくると、こういうメリットがあるわけですね。これをうまく使っているのは実はヨーロッパなんですね。

これで農水大臣にお聞きしたいと思うんですが、質問の順番がちよっと変わっていますので、済みません、ヨーロッパでの地理的表示がマーケットにどのように評価されているのか、これから我が国が攻めの農業として国内だけじゃなくて輸出もしていこうという中でどのように効果を持つものなのか、御答弁いただきたいと思っています。

○国務大臣(山本有二君) 御指摘のEUでは、これまで千二百を超える農産物等が登録されております。欧州委員会が二〇一二年に行いました調査によりますと、二〇〇五年から二〇一〇年にかけての加盟二十七か国における地理的表示、GI農産物・食品の売上額は百三十三億ユーロから百五十八億ユーロ、一九％上昇しているということになっております。また、この調査によりますと、個別産品の効果といたしましては、登録産品は通常品に比べて平均して約五割価格が高く取引されていると調査結果が示しております。また、登録産品を求めて観光客が増加したといった効果も指摘しております。

我が国では、昨年十二月に初めてGI商品の登録が行われたところでございますが、これまでに登録された産品は、価格の上昇あるいは担い手の増加といった効果が着実に表れております。例えば、八女伝統本玉露、鳥取砂丘らっきょう、あおもりカシスなどでございます。

○浜田昌良君 今、農水大臣から御答弁いただきましたように、通常品に比べて五割も価格アップのものがあると。さらに、それを目玉にして観光開発もされているというのがヨーロッパの状況でございます。実は今回のTPP協定十二か国の中で地理的表示を持っている国は、日本以外にはベトナム、マレーシア、シンガポール、メキシコ、チリ、あとペルーですか、の六か国、合計七か国がこの地理的表示があります。

じゃ、地理的表示がない国にはこれ広がっていくのかと、そういうわけでもないようでございます。実はカナダには独自の地理的表示制度はございまして、しかし、新たな動きがございまして、というのは、カナダとヨーロッパの自由貿易協定、いわゆるCEFTAでありますけれども、これにおいては、地理的表示をしないというではないかと、そういう準備をされていると聞いています。その準備状況はどうなっているんでしょうか。

そうしますと、もしカナダも今後組み込まれていく、あわせて、別途、日EUでの連携協定も今議論されていると思っておりますが、是非ヨーロッパともこの地理的表示についての相互承認を進めていく必要があると思っておりますが、外務大臣から御答弁いただきたいと思っています。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、一点目のCEFTAについての御質問ですが、CEFTAは、これ第三国間の協定の内容でありますので我が国として有権的に説明する立場にはありませんが、十月三十日に署名に至ったCEFTAは、GIの保護に関する規律と保護対象となるそれぞれのGIリストを掲げており、EU側リストではカナダで保護される約百七十の名称が掲げられていると承知しております。

そして、日EU・EPAの方ですが、こちらは現在交渉中でありまして詳細については控えたと思っておりますが、双方の関心を踏まえ、GI保護の内容や手続について緊密に議論を行っております。日EU・EPAについては、引き続き、我が国産品の輸出促進の観点も踏まえつつ、すなわち攻めの観点もしっかりと踏まえながら、交渉を通じて双方の関心事項を手当てしていく考えで取り組んでおります。

○浜田昌良君 そういう意味では、カナダも独自の制度はなりませんでしたが、地理的表示の相互承認に乗り出してくると。また、ヨーロッパは関心がありますので、今後、日EUの中で取り組んでいただいて、そのためにも国内法をしっかりと作っておかなければ相互承認もできないわけでございますので、今回の関係法制は準備する必要があると思っておりますし、あわせて、この相互承認、これを大幅に拡大していく必要があるわけですね。

ただ、相互承認するためには、相手国の理解が十分整わないと進まない面もあるんです。これが難しいところでございます。そこで相互承認を待っているだけではなくて、いわゆる日本の地理的表示の発行標準、いわゆるGIマーク、これ自身を世界の商標登録していくということによって

日本のGIを守っていくということも政府がやっていくことが、相互承認待たずだけじゃなくて、重要と思うんですが、現在、この日本のGIマークの商標登録の状況はどうなっているのでしょうか。今後の拡大を更にしていくべきと思いますが、農水省の政府委員からの答弁を求めます。

○政府参考人(井上宏司君) 日本のGIマークにつきましては、これまで六か国、韓国、台湾、ラオス、ミャンマー、オーストラリア、ニュージーランド、六か国・地域でございますけれども、におきまして既に商標の登録等を行ったところでございます。

また、これら六か国を含めまして、我が国にとつての主要な農林水産物・食品の輸出先国、二十か国に商標出願をしております。この中には、米国、EU、中国等、現在審査が進められている国がございまして、これらの国におきましても商標登録が行われるように引き続き各国の商標当局に対しまして対応を進めてまいりたいと考えております。

○浜田昌良君 二国間また多国間での相互承認とともに、国自身が商標登録をすることによってGIマーク自身を守っていくことが重要だと思います。

次に、酒類につきましては、冒頭申し上げましたように、日米間で地理的表示、この相互承認が進んだわけでございますが、じゃ、今後、農産物等の分野、非常に難しいんですね、やっぱりアメリカ自身は独自の地理的表示制度は持っています。いわゆる証明商標制度という、産品にはアイダホ・ポテトのような地名を冠したものはあることはあるんです。それをそういう証明商標制度で保護はしているんですが、制度が違う。とはいっても、今後更にいろんな工夫をしながらお互いの相互承認をしていく努力は重要と思っております。

例えば、ヨーロッパと中国は10プラス10という試みをしたんですね。相互承認ができていない段階でそれぞれの国の関心品目十品目を挙げて、お

互いに保護し合おうじゃないかと。こういうことによつてそういういわゆる相互承認の雰囲気をつくつていく、さような取組があるんだと思うんです。

そういう意味では、今後、今回TPP交渉を契機として酒類の相互保護が進んだわけでございますので、是非、農産物についても、アメリカとの間で、今回法律もすっかりできます、これを機に相互保護ができるように、農水大臣の決意を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(山本有二君) 御指摘の米国は、我が国にとりまして重要な輸出相手国の一つでございます。アメリカにおきまして我が国の農林水産物のブランドを保護していくことは重要なことでございます。

しかしながら、アメリカにおきましては、我が国と異なつて、商標制度により農林水産物・食品のG-Iを保護しております。G-Iを独自に保護する我が国とは、制度内容を始め、置かれていた環境にも相違がございます。このため、農林水産省では、G-I法に基づきまして、真正な我が国G-I製品であることを示すG-Iマークについてアメリカでも商標出願を進めております。アメリカでG-Iマークが商標登録されれば、G-Iマークが不正使用された場合に差止め請求を行うことができますというところになるため、アメリカにおいてもG-Iマークが付されている産品が真正な我が国のG-I製品であると判別できるようになります。

また、委員御案内のとおり、欧州と中国は双方の十産品のG-Iを互いに相手国で保護するための試行的な取組を行つております。このような取組も参考にしつつ、今後、我が国からの農林水産物の輸出促進につながりますよう、アメリカにおける我が国G-Iの保護の方策につきまして検討を重ねてまいりたいと思ひます。

○浜田昌良君 いろんな工夫をしながら、制度の違いがありますけれども、特に日本食、これは今後アメリカにいろんなものを輸出していくときにそれを守る、品質とブランドを守つていくと、重

要と思ひますので取り組んでいただきたいと思ひますし、それは農産物だけではなくて酒類も同じでございます、日本酒というのがもうG-Iになっておりますので。

では、今回、アメリカとは交換公文でできました。また、チリやメキシコ、ペルーとやつておりますが、まだカナダやオーストラリア、ニュージーランドという、一部、日本とのEPAとかある国でもまだ酒類はできていない分野もあるわけですから。そういう意味では、酒類の相互承認も更に取り組んでいただきたいと思ひますが、答弁よろしくお願ひします。

○大臣政務官(杉久武君) お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、今回のTPPにおいては、米国との間で酒類の地理的表示の相互保護を検討する手続を開始することについて合意したところでございます。米国以外のTPP参加国との間においても、日本産酒類のブランド価値向上の観点から、今後とも引き続き様々な交渉の機会を通じて酒類の地理的表示の保護を求めてまいりたいと考えております。

また、現在、日EU・EPA交渉を進めているところ、その内容については、交渉中であり、お答えを差し控えますが、EU側は地理的表示について高い関心を示していることと承知しております。この点について日本としては、EUにおける日本産酒類の地理的表示の保護も含め、日本の酒類業者にとつて有益なものとなるよう、引き続き的確に対応してまいりたいと考えております。

○浜田昌良君 そういう意味では、海外との相互保護が広がっていくとなると、どれぐらい今度は国内の地理的表示の対象品目を増やしていくかという話なんですね。まだ二十品目ちよつとということでは保護する対象が少ないうわけでありまして、一方では、いわゆる地域団体商標という、これは先ほど言いましたように、農産物で三百三十五品目もあるわけですね。そういう意味では、商標を担当する特許庁ともしっかり連携していただいて、国内体制をワンストップにして、いろんな

権利の保護の仕方があるわけですから、これをしっかり取り組んでいただいて、是非、攻めの農業の一つのツールとしてこの地理的表示、国内体制の確立に向けて農水大臣から答弁を求めて、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(山本有二君) 昨年からの運用が開始されましたG-I制度には、現在、御指摘のように二十一産品が登録されております。我が国には、長年地域で生産され、高い品質と評価を得た農林水産物が数多くございまして、地理的表示に登録される産品はまだまだあると考えておることは委員御指摘のとおりでございます。このため、現場でのG-I制度の活用が進むようにG-Iサポートデスクを設けていただきました。登録申請に向けた助言、相談受付の支援をワンストップで行いたいと考えております。

また、農林水産物の国内外におけるブランド展開を進めていくには、特許庁が担当する商標あるいは意匠等を含めまして、各地域産品の実情に応じた知的財産保護が必要と考えております。このため、これまで地方農政局で行つてまいりました相談窓口に加えまして、新たに特許庁と連携いたしました。各都道府県に設置されております知的財産総合支援窓口、ここにおいて農林水産物の知的財産に関する相談対応が行えることといたしました。農林水産省が適切な知的財産保護が行えるように支援体制の整備を図つていくところでございます。

特許庁と中央レベル及び地方レベルの連携を強化しながら、農林水産物のブランド化の支援を促進していきたいと考えているところでございます。

○浜田昌良君 この地理的表示、本丸はやはりヨーロッパだと思つています。そういう意味では、この法律が公布から二か月で施行されますので、早期成立をお願いして、私の質問を終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。私、十五日の質問のときに遺伝子組換え作物に

ついて質問いたしましたけれども、途中になりましたので今日はその続きをさせていただきます。バイオテクノロジーが、食の安全を扱う衛生植物検疫、SPS措置の章ではなくて、なぜ物品の貿易の章、第二の二十七条に入つてくるかということをお聞きしました。それで、政府の答弁は、未承認の遺伝子組換え食品が微量に混入するのを防ぐため、情報交換や協力を促進する話合いの場として設けられたというふうに、条文に書いてあることを繰り返すというふうに、条文に書いてある動物や植物の生命や健康を保護する衛生植物検疫の分野から、貿易を推進する分野に移したと。つまり、そのことを聞いたわけですね。何でそれ移したのかと聞いたわけなんですけれども、TPPで、遺伝子組換え作物は、安全よりもやっぱ貿易を優先させたということなんじゃないのかと。

しかし、国民はどうかという、遺伝子組換え作物の貿易を更に推進することを望んでいるのかといひますと、そうではなくて、不安があるわけ、やはり安全を優先させてほしいと願つていふと思うんです。TPP協定は、その不安を解消、解決する協定になつていふのでしょか。まず、厚生労働省にお聞きします。

○国務大臣(塩崎恭久君) このTPP協定第二章でございすけれども、第二・二十七条の二というところにおいて、食の安全に関する措置を定めた第七章の第七・四条と同様に、WTOの食の安全に関する協定、いわゆるSPS協定に基づく自国の権利と義務に基づいて措置を採用することを妨げるものではない旨規定をしていることに加えて、この第二・二十七条三におきまして、締約国に対して、遺伝子組換え食品等を規制するための自国の法令や政策を採用し、又は修正をすることを求めるものではない旨、これを明記しております。TPP協定によつて、リスク評価を経ない遺伝子組換え食品の輸入等を禁止する我が国の制度の変更を求められるものではないということがまず第一点でございます。

さらに、TPP協定第二・二十七条では、各締約国に対して、承認された遺伝子組換え食品等の一覧表とかあるいは承認された遺伝子組換え食品等のリスク評価の概要などを公にすることを求めているとして、これによって他国における遺伝子組換え食品等に関する情報をいち早く入手することが可能になるわけでありますので、検出法の開発などに迅速に対応することが可能となつていくところもあるということでございます。

○紙智子君 なぜ遺伝子組換え作物に対して農家や消費者が不安に思うのかと。現状でも、これ、遺伝子組換え作物が管理できていないということがあるわけです。

二〇一三年の五月には、アメリカ西部オレゴン州の農場で認可していない遺伝子組換え小麦が発見された。この小麦は、アメリカのバイオ企業の大手中モンサント社が試験栽培を認められて、一九九八年から二〇〇五年までオレゴン州など十六州で試験栽培を行っていたわけですね。商品取引されていないのに自生していたと。小麦は飼料用の銘柄と菓子向けの銘柄がありますけれども、このとき、日本政府はオレゴン州産小麦の輸入を停止したというふうに聞いています。今年七月も、今度はアメリカ西部のワシントン州の農地に遺伝子組換え小麦が自生しているということが確認された。

有機農業を行っている農家にとつてみると、これ遺伝子組換えが含まれているということになったときは農作物は有機栽培と認定されなくなるというところで、非常にこの事態というのは深刻だと思ふんですけれども、農水大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 現在、我が国におきまして、食用として使用することを目的とした遺伝子組換え農産物のうち、カルタヘナ法に基づき、生物多様性に対して影響がないものとして栽培の承認を受けたものは六作物でございます。実際に商業栽培されているものはございません。

今後、遺伝子組換え農産物の商業栽培を行う際

には、有機農家の方など不安に感じる方々も大勢いらっしゃると思われまして、栽培農家の周辺の有機農家等の生産者の方々と話し合いをさせていただくとして、理解を得た上で進めていく必要があると思います。

農林水産省としましては、さらに、遺伝子組換え作物の承認に際しまして、科学的評価に基づきまして適切に対応していくとともに、有機農家を含む国内の生産者の方々に安心して農業を続けていただくように丁寧に説明してまいりたいというふうに思っております。

○紙智子君 TPP協定は、未承認の遺伝子組換え作物・生産品を貿易するときに、混入があった場合にどうするかということを決めているわけですね。輸出国、例えばアメリカは、輸入国である日本から要請があり、可能なときには日本に情報を提供すると。可能なときと書いてあるんですけれども、必ずしもだから情報を提供しなくてもいいということですよ、可能な限りと。輸入国日本は情報などを伝えるということになっているわけですね。

そこで、第二・二十七条の七の(ロ)についてお聞きをするんですが、輸入国は、混入の発生に対処するためにとられる措置には罰則を含まないというふうにありますけれども、これはどういう意味でしょうか、石原大臣。

○国務大臣(石原伸晃君) 紙委員御指摘のTPP協定第二章二十七条の七項におきましてどういうことが書かれているかと申しますと、いわゆるLTP、すなわち未承認の遺伝子組換え作物の微量混入が発生した場合に輸入国がとるべき措置を規定しているものとございます。

御指摘の同項の(ロ)は、LTPが発生した場合、輸入国が行う対応措置について、自国の法令及び政策に合致する適当なものであることを確保することを求める規定でございます。また、その対応措置に罰則を含まないことが注釈で規定されております。これは条文の解釈でございますが、我が国では、この問題に対処するため、もう御承知の

とおり、食品衛生法に罰則を科しているわけでございます。

一方、それ以外の他の法令に基づいて罰則を科しても構わないということを確認するためにこの注釈規定が置かれております。例えば、関税法の中で罰則を規定しても構わないといったことでございます。

したがって、LTPに対処するためにとられる措置に罰則を含むか否かは、TPP協定第二章、委員御指摘の二十七条では規律されておらず、各国の判断で行えるようになっております。すなわち、我が国に照らして言うならば、食品の安全を確保するために食品衛生法で罰則を規定しておりますが、それは何ら変更することはない、そのままでいいということでございます。

○紙智子君 何ら変更がないと言ったけれども、わざわざ注のところにこの罰則を含まない、この措置に対して罰則を含まないというふうな書き込んであるということは、なぜそういうふうにならざる書き込んであるんですか。

○国務大臣(石原伸晃君) 先ほど条文の解釈の問題であるというふうに御説明をさせていただきましたが、ございしますが、もう委員御承知のとおり、我が国は、食品の安全を確保していくために、食品衛生法の中で問題処理するために罰則を科しております。

一方、それ以外の他の法令に基づいて罰則を科しても構わないということを確認するために、この注意書きの中で、この罰則を含まないことが注釈で規定されている。すなわち、国によりましては、我が国と同じような食品衛生法ではない法律によって罰則を科している。それでも問題がない

というところを明確化していくために、LTPに対処するためにとられる措置に罰則を含むか否かはTPP協定第二章二十七条では規律されていない、各国の判断で行えるというふうに条文を解釈させていただきますというところでございます。

○紙智子君 そうしますと、その罰則を持っていないところと持っているところとあると思

うんですけれど、それはそれぞれの各国に任されるということになるんじゃないんですかというふうには私は読めるんですけれども。

○国務大臣(石原伸晃君) これは多分各国とも同じだと思ふんですけれども、国民の皆様の食に対する安全性、安心、こういうものに對する関心が非常に高いわけですから、そういう自国の規制に反するようなことがあったら、様々な法律でこの罰則を含む規定を設けている。それは、委員御指摘のとおり、各国の判断で罰則を設けているというふうに御理解いただきたいと思います。

○紙智子君 つまり、各国の判断ということ、未承認の遺伝子組換え作物が混入しても罰則は科さない、混入が見付かっても罪に問われないというところも出てくると。

これは、やっぱり輸入国、輸出国で違うと思うんですけれども、輸出国に有利にする中身じゃないかと。なぜ輸出国に有利にするような必要があるのかということなんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(石原伸晃君) 一点、誤解があつては問題ですでお話をさせていただきますと、各国とも食品の安全に対する関心というのは高く、我が国の場合は食品衛生法で委員が御指摘のような事案が検出した場合に罰則を科するという法律体系になって、これを抑止しているわけでございます。国によつては、この我が国の食品衛生法と同じような法律があるがございしますので、各国の法律の中において各国の独自の判断において罰則等を設けておいてそういうものを抑制する、規制するという形が取られていると御理解をいただきたいと思います。

○紙智子君 そのところがなかなか読み取れないです。要するに、これ、罰則があるかないかということではそれぞれに任ぜられることになる、非常に罰則がないということになる、輸出国の責任を曖昧にしていくなじやないのかというふうに思ふんです。

農家も消費者も遺伝子組換え作物の安全性に不

安を持っています。政府は、TPP協定でもWTOのSPS協定と同じように各国に科学的根拠に基づき適切な措置をとることを認めているんだと、だから国内の制度に影響しないというふうに言うわけですが、しかし先日の参考人質疑で、WTOのSPS協定では予防原則を条件付であつても認めていたけれども、TPPではこれを排除しているということでは深刻な問題を有するという指摘があつたわけです。ちよつとさつきやり取りありましたけれどもね。

この点について、指摘されていることについては、ちよつと簡潔に述べていただきたいんですけども。

○国務大臣(石原伸晃君) 先ほど御同僚の浜田委員と政府委員との間で御議論がありましたので、簡潔に結論だけ申しますと、WTO・SPS協定で認められている権利がTPP協定で排除されていることではない、上乗せさせられているということでございます。

○紙智子君 そうであれば、しっかりと同じように書くべきだと思うんですね。

それで、なかなかやつぱり不安が消えないと。なぜかという、根本的にはやつぱりこのTPP協定については秘密交渉でやられてきて、どういうやり取りがあつたかということが隠されてきたということがあつて、なかなか深く理解を進めることができないという問題があつたと思いますよ。

それで、輸出国の責任が非常に曖昧になるんじゃないかということでは、モンサント社やバイオメジャーの企業が集まつてバイオテクノロジー産業機構をつくっているんですけども、アメリカの通商代表部、USTRに書簡を出しているわけですが、これ二〇〇九年ですけれども、そこでは、各国が独自に行う規制をやめさせる、あるいはバイオ企業が認める最低限の基準を国際基準にするべき、それからTPP締結国で共通のルールを確立すること、貿易を中断するときにはその前にアメリカ政府に相談するなどの要求を出しているわけですね。TPP協定にはこれらをほぼ丸のみしたんじゃないかという指摘もあるわけです。

遺伝子組換えの種子が食料や農業生産に与える問題もあると。TPPは、農家や消費者の不安よりも、言わばこういうバイオテクノロジーの企業の利益を優先するものになっているんじゃないかというふうに非常に不安を持つわけです。

それで、次に、遺伝子組換え食品の表示について伺いたいと思います。

日本に輸入されている遺伝子組換え作物は大豆、トウモロコシ、菜種、綿などで、そのほとんどがアメリカ、カナダ、オーストラリアの遺伝子組換え作物の生産大国からの輸入と。先ほどまた話がありましたけれども、日本は遺伝子組換え作物を世界で最も輸入し、最も食べている国民というふうになつてしまっているわけですね。

そこで、表示制度についてお聞きするんですけども、日本の表示制度というのは消費者の知る権利、選ぶ権利というところから見てどうなのかということ、資料を配らせていただきました。

それで、ここに、輸入大豆製品の遺伝子組換え分析結果ということで、豆腐AとかBとかCとかということで書かれておりますけれども、日常私たちが食べているものなわけです。それで、遺伝子組換えでないという表示がされているものなんです、これ。遺伝子組換えでない表示がされているものを農産物の分析センターが分析をしたと。そうしたら、これは農水省の検査マニュアルに沿って検査をしているわけなんですけれども、遺伝子組換えの原料が混入されているという結果が、ここに出てくるように、混入率ずつと出てくるわけですね。誤解のないように言わなければならぬんですけど、これは輸入大豆が使われている商品で、国産ということではありません。

これについて、消費者庁の松本大臣に、どのように思われるか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(松本純君) 我が国の遺伝子組換え食品の表示制度は、実効性を担保するため、当該食品を分析し、遺伝子組換え農作物を含んでいるか

どうか、科学的に検証できるものを表示義務の対象としております。また、我が国の食品表示基準においては、適正に分別生産流通管理を行ったとしても、産地や輸出港等の各段階において遺伝子組換え農作物の意図せざる混入が生じる可能性があることから、流通実態を考慮し、意図せざる混入率が五割以上のものを表示義務の対象としていくところでございます。

なお、先生御指摘の調査の結果につきまして、遺伝子組換えが検出されたという事実でございますが、即全てが食品表示基準違反であるとは言えないと考えております。

○紙智子君 遺伝子組換えでないというふうに表示されても、私たち見て買つて食べるわけだけども、実は微量だけ入つていてという事態ですよ。こういう事態に対して、やつぱり知つて、皆さん驚くと思うんですよ。私びっくりしました、この結果を見て。それで、日本は遺伝子組換え農作物は作つていませんから、これ、輸入大豆に含まれていたというふうになつてしまっているわけですね。

この資料の下の方を見ていただきたいんですけども、日本の表示義務は、今大臣がおっしゃつたように、混入率が五割以上というふうになつていまして、遺伝子組換え作物が少量混じつてしまった場合でも遺伝子組換えでないというふうに表示できるということなわけです。表示義務は、ここにあるように、日本、オーストラリア、ニュージーランドにはありませんけれども、アメリカにはあります。

表示の基準となる混入率では、TPP参加国の中ではオーストラリアやニュージーランド一割以下、それからEUは〇・九割ということですね。日本は五割というふうになつてしまつたわけなんです。その根拠について教えてください。

○政府参考人(川口康裕君) お答え申し上げます。

現在の遺伝子組換え表示制度、一般でございますが、平成九年に農林水産省に設置された食品表

示問題懇談会遺伝子組換え食品部会における検討に基づき制定されております。

検討におきましては、表示の信頼性、実行可能性の観点から科学的検証及び社会的検証を行う小委員会での検討結果、これは平成十一年に出ております、これを踏まえて議論が行われたところでございます。この小委員会における検討におきましては、生産、収穫が行われる産地、あるいは乾燥、調製が行われるカントリーエレベーター、船積みが行われる輸出港あるいは輸入港、それぞれにつきまして各段階で混入が生ずる可能性があるという実態があるということでございまして、これらの段階での混入率を積み上げると流通全体では最大で五割程度の混入の可能性があると、この検討結果に基づきまして、現在の制度である、意図せざる混入率を五割とすることが取りまとめられたということでございます。

○紙智子君 ちよつと何回も事前にレクチャーでも聞いていたんですけど、なかなかその根拠というのか、科学的な根拠というふうには、なかなかよく分からないということなんです。だから、輸入港だとか港だとか乾燥のところだとか産地だとか、それぞれで積み上げていくというわけだから、具体的には何でそのパーセントになるのかというのがよく分からない回答だつたんですけども。

それで、オーストラリアやニュージーランドは一割、EUは〇・九割なのに、日本が五割というところと高いんじゃないのかなというふうなふうに思ふんですけども、いかがでしょうか。

○政府参考人(川口康裕君) 私からは事実のみ申し上げますが、オーストラリアとニュージーランドは一つの制度で、共通の制度でございまして、遺伝子技術を用いて製造された食品基準という共通の制度に基づきまして、意図せざる混入率を一割と規定されております。また、EUにおいては遺伝子組換え食品及び飼料規則というところで決まつておりまして、意図せざる混入率は〇・

九%と規定されております。

このように各国それぞれ数字があるわけですが、各国の流通の事情に基づいてそれぞれ設定されているというふうに承知しておりますが、具体的な数値の根拠については承知してないというところでございます。

○紙智子君 日本が、だから、ほかの国の低くしているところに合わせていくことは、やっぱり国民の多くの皆さんはもっと低くしてほしいと言っているわけですよ。これにやっぱり合わせていくということは検討されないんですかね。

○国務大臣(松本純君) ただいま御説明がありましたように、流通過程において遺伝子組換えのものとの分別管理が適切に行われた場合であっても意図せざる混入が生じる可能性があるという御説明でございますが、先生の御指摘のとおり、オーストラリア、ニュージーランド及びEUに比べると我が国の意図せざる混入率が高いことは事実でございます。この意図せざる混入率については、現在、遺伝子組換え農作物の主な輸出国である米国及びカナダの分別管理の状況について調査を実施しているところでございます。調査終了後、有識者等による検討の場において検討を是非させていただきたいと存じます。

○紙智子君 先ほど全国農林連の分析センターの結果を紹介したんですけれども、検査を厳格にする技術というのが日本にはあるわけですね。それなのに基準が緩いと。消費者の選択権を保障する仕組みにすべきだというふうに思います。

TPPについてそこでお聞きするんですけれども、TPPは、WTO・TBT協定の権利義務を再確認し、更に強化、発展させたというふうに言われます。それで、何を強化、発展させたのかというところが一つと、それから、TPP協定の第八章に透明性の確保、貿易の円滑化という言葉が使われているんですけれども、WTO・TBT協定にはこういう規定があるのかどうかということも、二つお聞きします。

○国務大臣(石原伸晃君) いわゆるWTOに乗っ

かっているもの、そして透明性のところについて何かという御質問だと思つたのでございますが、新規措置の導入や規制強化に当たりまして透明性を強化することがWTOの、委員も御承知のことだと思ひますが、貿易の技術的障害に関する協定、いわゆるTBTのところ規定されております。

TPP協定では、ではどうなっているかということでございますけれども、TPP協定の技術的障害、いわゆるTBT章においては、その透明性強化がより明確に規定されております。

具体的に申しますと、国際規格に適合的な措置であっても貿易に著しい影響を与える場合はWTOに通報すること、WTO通報と同時に各締約国に当該通報及び提案を電子メールで送信すること、他の締約国の利害関係者が意見を提出する期間を通常六十日間とすること、これは日付を明示したということでございます。最終的な措置の公表と実施の間に設ける適当な期間を通常六か月以上とすることなどを規定しております。これらは、国際規格に適合する措置であっても通報し、各締約国に電子的に送付する以外は、実は過去にWTOのTBT委員会が決定したものを確認している、上書きしている、あるいは既に我が国として実施済みであると御理解をいただきたいと思ひます。

したがって、これらの義務の履行のために現在よりもTBT措置の新規導入や規制強化がよく御議論になるんですけれども、できなくなるんじゃないかという御指摘があるんですけれども、難しくなるということは考えられておりません。

以上でございます。

○紙智子君 WTOのTBT協定には、この透明性の確保とか貿易の円滑化というのはなかったんですよね。

○国務大臣(石原伸晃君) 前段でお話をさせていただきましても、透明性を強化することがWTOの貿易の技術的障害に関する協定と言われ

るWTO・TBT協定にも規定をされているんです。ただ、委員の御指摘はTPP協定の貿易の技術的障害章においてはどうかという御質問であると思ひましたので、その透明性強化がより明確に期待されている。そして、先ほど具体例をもってお示しさせていただいたことでございます。

ですから、新しい、更に更にきつく書いてあるというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○紙智子君 規定はなかったというふうに聞いておりました。ちよつと今答弁が違ふんですけれども、元は規定はなかったんだと。だけど、今回TPPではある。

○国務大臣(石原伸晃君) 今、そのWTOとTPPのTBT章の作りについて御説明をさせていただいたんですけれども……(発言する者あり)よろしいでしょうか。規定が、先ほど御説明させていただきましたように規定が実は強化されております。

もう一つの貿易円滑化についてのWTO・TBT協定では前文において掲げております。国際貿易を容易なものとすると規定されております。TPPでは、第八章の第九条、その場所は全然違うわけなんですけれども、独立した条文が設けられ、適合性評価手続の結果を相互に受け入れることを促進するための仕組みなどが具体的に規定される。そういう意味では、前文にはありませんでしたが、今回の独立章で書かれています。すなわち、委員の御指摘の解釈によつてはそういう解釈もなり得るのではないかと思っております。

○紙智子君 ちよつと、単純に聞いているのに、ぴしつと答えてほしいんですね。全然ちゃんと、あらかじめ聞いていたわけですから、なかったんだという答えだったわけですよ。

透明性について、そのTPPの八・七条ですが、そこで、各締約国が他の締約国に対して自国の者に与える条件よりも不利でない条件で規格や評価手続の作成に参加することを認めるといふ、不利な扱いはいないという書き方をしている、利害関係者に意見を提出するための合理的な機会を

与え、当該意見を考慮すると、そのことによつて義務を履行するというふうに、今度TPPのところでは書いてあるわけなんですけれども、これについての意味を聞きたいと思つた。ちよつと短くお願ひします。いろいろなことを言わないで端的に答えてください。

○国務大臣(石原伸晃君) 先ほどの浜田委員との御議論の中でも、そのパツツだけを見ますと、そこに書いていないからなかったという話になるんですが、書いてある場所がWTOと違いますので、丁寧に御説明をさせていただいたというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

次は、TPPの八章の七条一項の注意書きについての趣旨でございますが、御質問の内容はと何わせていただいたので、それでよろしいですか。(発言する者あり) はい。それを説明すればいいんですかね。よろしいですか、それを説明で。ちよつと長くなるけど、よろしいでしょうか。分かりました。

じゃ、もうはしよつて、条項とか項目をはしよつて言いますと、透明性強化の観点から、強制規格等の新規導入や強制強化に際して、他の締約国の者に対して、自国の者に与える条件よりも不利でない条件で措置の作成に参加することを認めるといふことがその内容でございまして、いわゆる注意書きでは、締約国は、例えば、利害関係者に対して自国が作成することを提案する措置について意見を提出するための合理的な機会を与えて、当該措置の作成において当該意見を考慮することにより、この義務を履行するというふうに書いております。それが、それでいいのかということなんですけれども、これはそのまま我が国で行っているいわゆる既存のパブリックコメント手続を踏むことであるというふうに理解をさせていただいてるところでございます。

○紙智子君 全然答えていないです。意味聞いたんですよ。合理的な機会を与えとはどういうことか、考慮するとはどういうことかと、意味について聞いているのに全然答えになつていないです

よ。時間だけ過ぎちゃうわけですから、ちよつとひどいですよね、これは。

合理的な機会、それから考慮するということの意味について聞いたんです。

○国務大臣(石原伸晃君) 合理的な機会というのは合理的な機会でございます、それを誰が判断するかといえば、各国が判断すると。その前段があるわけでございますから、説明をさせていただきます。いろいろでございます。もし何か、イエス・オア・ノーでございますしたら、何項の何は何なんだというような形でお聞きいただければ、お答えさせていただきます。と思っております。

○紙智子君 要するに、これ利害関係者に意見を提出するための機会を与えなきゃならないということですよ。そして、その意見を考慮するということが書かれているわけですよ。これは単にパブコメをやらばいいという話じゃなくて、実際には利害関係者の方が直接参加して意見も述べたいということだってあるんじゃないかと。

それで、ちよつと資料をもう一回見てほしいんですけれども、現在、アメリカには遺伝子組換え食品表示制度はありません。アメリカの食品医薬品局は、従来、食品と実質的に同等とみなせる場合には、遺伝子組換えに対して新たな規制もその旨の表示も必要ないと言っている。

なぜこうなったかについて、アメリカのNPO法人の食品安全センターのページ・トマセリ弁護士は、遺伝子組換え食品の表示義務を見送ったことについて、多くの科学者はそこまで安全性を断定できる根拠がないと言ったわけですが、政治的判断で決まっちゃったと。その背景には想像を絶する遺伝子組換え開発企業のロビー活動があったということが二〇一三年の六月に言われているわけですよ。ですから、オーストラリアとニュージーランドは意図しない混入許容率は一%ですけれども、アメリカはその廃止を求めたということなんです。

ところが、その後、二〇一三年の六月の半ばに、アメリカはTPP交渉の進展を重視して遺伝

子組換え食品の表示制度を策定することを決めたと言われています。ただし、表示の仕方はQRコードとかバーコードなんです、ぱっと見て分かるのかなというふうに思うんですけれども。TPPの協定八章というのは、不必要な貿易の技術的障壁の撤廃、そして透明性を高めて貿易を円滑にする、円滑化というふうに書いています。

これが目的なわけですよ。貿易を円滑化するというのが目的だと。日本の表示制度を変えるような、アメリカ政府からもバイオ企業などの利害関係者からもこれ圧力が掛かってくるのは明らかじゃないかというふうに思います。

ちよつと時間なくなっちゃいましたけれども、極めてそういう意味では危険性をはらんだ中身があるということをお願いをいたさせていただきます。

○清水貴之君 日本維新の会の清水貴之と申します。初めてこのTPP特別委員会へ質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

我々日本維新の会としては、様々な規制をなくしていくという自由な貿易とか交流などを進めていくということに関しては賛成です。このTPPにも基本的には賛成の立場ですが、しかしこれまでの議論を聞いていまして、知的財産分野ですね、著作権についてはどうも日本にとってはちよつと良くないんじゃないかなと、不利なんじゃないかなと思われるところがあります。もちろん、交渉事で十二か国が参加しているわけですから、全てが日本にとって百点満点が取れることではないというのは分かっているんですが、しかしTPPのこの発効自体が今どうなんだという話も出てきていますので、もしまだ再交渉が行われるとか、今後様々な二国間での交渉なども進んでいくと思います。このTPP以外の国ともですね。そういうところでもこういった知的財産などについて、今から質問させていただきますけれども、このような視点というのにも加味していただけたら

など、そういった思いで質問をさせていただきます。

と思います。

まず、著作権法関係、著作権の使用料についてなんですが、これは、現時点では国際収支、日本はかなりの赤字が出ているというふうに聞いていますが、現状はどれぐらいの赤字になっているんでしょうか。

○政府参考人(中岡司君) お答えいたします。

日本銀行の国際収支統計によりますと、我が国の著作権等使用料の国際収支は、二〇一五年では収入が二千四百十二億円、支出が九千九百六十五億円でございますので、収支をいたしましては七千五百五十一億円の赤字であると承知をしております。

○清水貴之君 国際収支、現状では相当な赤字が出ているわけです。

【委員長退席、理事福岡資麿君着席】

そんな中、この著作権の保護期間が今回の交渉で五十年から七十年に延びるということですよ。これによって日本にももちろんメリット、デメリット様々ありますが、これまでの、これは衆議院の参考人ですかね、期間が延びると使用料が単純に増え、民間の負担になるんじゃないかと、こういう意見も出ています。一方、政府は保護期間の延長によって長期間にわたり収益が得られるというような答弁もされていきますけれども、そのメリット、デメリットについては政府としてどのような考えでしようか。

○国務大臣(松野博一君) 保護期間の延長によるメリットについては、まず、現在、OECD加盟国三十四か国中、著作物の保護期間が著作者の死後七十年未満であるのは我が国とカナダとニュージーランドのみであるところ、TPP協定の締結により、これらの国も含め全てのOECD加盟国において保護期間が著作者の死後七十年以上となり、国際的な制度調和が図られることになりま

ります。さらに、我が国の著作物が海外においてより長期間にわたって保護されることとなるため、特に我が国のコンテンツの国際的な競争力が高い漫画やアニメといった分野を中心に、長期にわたり人気コンテンツが利用されることで中長期的な著作権料収入の増加が期待されます。

他方、保護期間の延長に伴い、権利者不明の著作物が増加するのではないかと課題が指摘をされており、権利者不明著作物を含めた著作物等の利用円滑化を図ることは重要な課題であると認識をしております。

このため、文部科学省としては、権利者不明著作物の利用のための裁定制度の改善、権利処理コストの低減のための権利情報の集約化、社会のニーズに対応した権利制限の見直しなどの必要な措置を講じてまいります。

○清水貴之君 今いろいろメリット、そしてこれから取り組まなければならない課題を挙げていただきました。メリットの中に、中長期的に著作権収入が増加するというような話がありました。

これ、やっぱりあくまで中長期的なんですよ。日本は、漫画、アニメ、今非常に海外でも日本のものが受けていますけれども、比較的やつぱり新しいものが多いいです。今、海外から、特にアメリカなどからはもう昔の映画などが入ってきて著作権料というのが発生しているわけですから、日本が払うところの方が現時点では多いわけですね。

中長期的に見たらというの、これも、何を根拠にということも私は非常に疑問に思うところ。でして、実際、この保護期間が延長されます、著作権使用料が、じゃ、どうなっていくのか、日本の収入というのはどう増えていくのか、若しくは支出がどう増えていくのか、どれぐらいプラスになるのか、こういうものはしっかりと、観測ではなくて、やつぱりデータでしっかりと作って示していくべき、そういう説得力のある資料を示すべきではないかと思いますが、大臣、いかがでしょう。

○政府参考人(中岡司君) 著作権は登録を要する

ことなく発生するものでございまして、日々、大量かつ様々な著作物が生み出されておるとい状況でございます。それがまた流通をしているということでございます。したがって、市場における著作物の利用と収支の状況を個別具体的に把握をするということはなかなか困難であるというふうに考えております。

このため、著作権使用料の国際収支につきまして、保護期間の延長によりどのような影響を受けるのかを定量的に試算することは困難でございます。して、そのような試算を行うことは考えておりません。

○清水貴之君 ということは、中長期的な著作権料収入が増加するというのは、これはあくまでそう思うという推測でしかないということですか。

○政府参考人(中岡司君) これからの状況でございますけれども、中長期的な著作権料収入が増加することを期待しているということを先ほど大臣からも答弁させていただきましたけれども、例えば、TPP協定の署名国でございます米国やアジア太平洋諸国におきましてはコンテンツ市場規模が拡大傾向にあるとか、あるいは、特にアジア地域において我が国のコンテンツは強い人気があるというような状況を踏まえまして、そのような期待をしているということでございます。

○清水貴之君 期待ということで、あくまでそうなればということにこれなってしまうんですね。

アメリカとの文化的なコンテンツ、この輸出入額というのは、これはアメリカの国務省は内訳を公表しています。文化的コンテンツ、日本はアメリカに払っているお金が大体八億八千ドルということですから、九百億ぐらいですかね、九百億から一千億ぐらいと。逆に、日本がもらっている額というのは一億ドル前半ということですから、百数十億ということになります。かなりの、アメリカに対してですけども、赤字なわけですね。中長期的という話が出ています。今、このアメリカ、現時点で見えてこれだけ、もう日本は四倍、五倍というお金をアメリカに払っているわけ

です。こればかりデータを取って、アメリカのもし著作権がもう五十年間近なものにたくさん払っていて、これを七十年に延ばすことによってまた赤字が継続してしまう、二十年間更に払い続ける必要はないものが多いと。逆に、日本というのは若いものが多いですから、まだ五年とか十年のもので、まだ四十年間このまま、五十年だったから、著作権が守られているものの方が多かったら、決して今すぐにこれを五十年から七十年にする必要はなくて、タイミングを見て日本がいい時期に、不利にならない時期に著作権の延長というのを交渉する、こういうことも考えられるわけですね。

そのためのやっぱりデータというのをしっかりと取って、それを見ていく必要があると思うんですけれども、これについてはいかがですか。

○国務大臣(松野博一君) この著作権の延長に関しましては、先ほど答弁をさせていただきまして、とお、国際的な調和ということがまず挙げられるかと思えます。

中期的に見てのことでございますが、まず、我が国の著作権分野に関する赤字の九七％はコンピュータソフトによるものでございまして、コンピュータソフトは、通常、委員も御案内のとおり、その流通期間が非常に短い商品でございますから、これが五十年から七十年に延期をされても、ほぼ九七％の部分の赤字に対しては影響を与えないだろうということでございます。

あわせて、これも御答弁をさせていただいたとおり、今、アジアにおいて我が国の漫画、アニメ等を中心としてコンテンツが人気があるということもあって、そこは長期的な、五十年から七十年に延長することによって収益の増加が期待できるということと、総合的に勘案したときに、今回の著作物の死後五十年から七十年の延期ということとは日本の中長期的な収益に寄与するのではないかと考えている次第でございます。

○清水貴之君 今、コンピュータ関係が多くて、おっしゃるとおり、コンピュータというの

はもう日進月歩ですから、どんどんどんどん新しくなっていくって著作権がすぐに使われなくなったりということが起きると思います。

一方、アニメとかキャラクターとかいうのは比較的長いこと、ヒットすればすけれども、使われることが多いわけなんですけれども、いいながらも、あつ、今質問しようとした内容を忘れてしまいました。何に持っていこうとしたんでしたっけね。(発言する者あり) 済みません、ありがとうございます。いいながら、このアニメや何かは今後も、しかもITの世界なんかもどんどんどんどんスピードが速くなっているわけですから、長くなればなるほど様々な要因が不安定化していくわけですね。五十年から七十年ということと、あつ、また忘れてしまったな、どんどんどんどん不安定要素が増えていくわけですね。(発言する者あり) 済みません、ありがとうございます。ちよつと、こままとめて次行きます。

ということと、やっぱりしっかりとデータに基づいたことならば私も納得ができるんですけれども、七十年にルールを統一しなきゃいけないというの、その方が日本が、特にこの五十年、七十年の問題でいいますと、比較的世界で七十年が多い中で合わせ切れていなかった。このタイミングで合わせるというのは、それはそれで一つ分かる気がするんですが。

一方で、今、中長期的と言われても、本当に不安定なところが多い中で、しっかりとこれを調べてもらってデータで示してもらおう。難しいのは分かりますけれども、そういった説得力のある説明ならば理解ができるんですが、何となく、日本は今アニメ強いから、頑張っているからというのでは、ここは甘い。現時点では日本は支払超過なわけですから、この辺りを不利な部分が多いんじゃないかなというふうに思ってしまうわけですね。

次の質問で、戦時加算についてもお聞きしたいと思うんですが、これも私データでしっかりと見て

いくべきではないかなというふうに思っています。この戦時加算、片務的な戦時加算義務を負っているのは日本だけで日本にとって不利な制度だ、見送りは残念だと、これがなくなることで、ね、の見送りは残念だという意見がある一方で、アメリカやオーストラリアと今回書簡が交わされていますので、この書簡によって一歩前進をしたんだと、こういった意見もあるわけですね。

そもそもなんですけれども、戦時加算で今、日本側はどれぐらい負担をしているのか、どういった著作物に対してその費用をどれぐらい払っているのか、これを政府として把握しているのかどうか、まずお聞きしたいと思えます。

○政府参考人(中岡司君) 現在、我が国の著作権等管理事業者が戦時加算対象国の団体に支払っております戦時加算分の使用料の金額でございますが、音楽につきましては約一億五千万円、そして美術につきましては約一千万円と承知をしております。これは平成二十六年度の実績でございます。

実際に過去三年間に支払実績のある戦時加算対象作品としては、例えば音楽では、米国のアルバート・フォン・ティルザーの「私を野球に連れてって」や、オットー・ハーバックの「煙が目にしみる」、フランスのエディット・ピアフの「愛の讃歌」。美術では、フランスのアンリ・マティスの描いた「夢」などが含まれているものと承知しております。

○清水貴之君 今回書簡が交わされました、これの法的拘束力についてなんです、ただ、その法的拘束力は持っていないというふうに理解をしています。ただ、オーストラリアから、TPP協定が両国において効力を生ずる日以降、権利行使しない旨の書簡が来ているわけなんですけれども、とはいいながら、このオーストラリア国内でも、オーストラリア政府としてはもういいですよ、これは放棄しますよということをやっているわけですが、ただ、オーストラリアの国内の業者さんとかそういう団体が、いやいや、それは国が

勝手に言っているだけだから我々は下さいよといった場合は、これは対応としてはどうなるんですか。

○国務大臣(松野博一君) 委員御指摘のとおり、この書簡に関しては法的拘束力は発生をいたしません。戦時加算は重要な課題であるということ、協定署名国の関係国政府間で文書を交わして、戦時加算問題への対処のため、権利管理団体と権利者との間の対話を奨励するということが、必要に応じ、これらの対話の進捗状況を把握したり、他の適切な措置を検討するために政府間で協議を行うということを確認しております。

(理事福岡資麿君退席、委員長着席)
これらの文書は法的拘束力を有しませんけれども、官民連携による戦時加算義務の現実的な打開に向けて意味ある一歩であったと考えております。

○清水貴之君 先ほど、メリット、デメリットのところで、大臣からありましたこの保護期間の延長による権利処理コスト、この増加というのも見込まれる。これは恐らく発生するだろうというふうに思います。孤児作品、孤児著作物と言われるものがその分増えるわけですね、死後が、相続のこの期間が長くなればなるほど、相続関係などで誰が実際に権利を持っているのかということと分からなくなるわけですから、これをしっかりと調べていくのは非常に大きな努力、コストが掛かるわけですね。

こういった死蔵作品の増加を抑えるための対策、様々な課題とありますが、具体的にどのようなことが考えられているんでしょうか。

○国務大臣(松野博一君) TPP協定による権利保護の強化に加えて、権利者不明著作物を含めた著作物の利用の円滑化を図ることは我が国の文化の発展のためにも重要な課題であると認識しております。

委員御指摘の権利者不明の著作物については、著作権法による裁定制度がありまして、権利者を

捜索しても連絡が取れない場合には、文化庁長官の裁定を受けて補償金を供託することにより適法に著作物を利用することが出来ます。

これまで、この裁定制度については、より簡便に裁定を受けられるよう権利者捜索に係る要件を緩和するなどの改善を行ってまいりました。さらに、今年度は、権利者団体の協力を得て、権利者の捜索に係る負担を軽減する方策や補償金の供託義務の見直しについて検討を行っております。

今後とも、裁定制度の改善を通じて、権利者不明著作物の円滑な利用の確保に努めてまいります。

○清水貴之君 そのように様々な対策を取るにしても、そもそもなんですけれども、孤児作品というのは全作品の大体五〇％ぐらいになるんじゃないかというふうに言われているわけですね。そうしますと、もうそういったものよりも、残りの五〇％、権利がしっかり分かっている人たちが、これは権利として登録をします、登録をするからその場合著作権料が発生しますよと、こういった仕組みにした方がいんじゃないかと、このような議論も行われてきたと聞いていますが、これに對してのお考えというのはいかがでしょうか。

○国務大臣(松野博一君) 御指摘のような登録の有無により著作物の保護期間を異なることとする制度は、政府としては、著作権の享有、行使に当たっていかなる方式も必要とされないとするベルヌ条約の原則、いわゆる無方式主義ですが、に抵触する可能性が高いと理解をしております。そのことから、そのような制度を取ることは困難であると考えております。

○清水貴之君 続いて、今回著作権等侵害罪の非親告罪化というの導入をされることになるというところなんです。この非親告罪化、権利者が直接訴えを起こさなくてもいいということなんです。警察が独自に立件した例が二〇一三年におよそ二万五千件も起きたということなんです。

こうやって警察の摘発が多数起きるわけですか

ら、それをいいことに、例えばインターネット上とかホームページとかで、ちょっと著作権があるのかどうか分からないけれども、他人の写真を使った、絵を使ったりしたみたいな人に対して、いやいや、そんなことをしてたら警察から訴えられますよ、どうするんですかというふうなことで悪質なお金を取ったりするような、そういったビジネススというのも起きて社会問題化しているというふうに聞いています。

こういったことが起こらないための対策も必要だと思っておりますが、日本ではこういうことは起きる可能性というのは大丈夫なんでしょうか。

○政府参考人(中岡司君) 非親告罪化を契機として、そういった韓国で急増したようなビジネスが起るんじゃないかという御懸念ということございいますけれども、韓国の非親告罪の要件自体は日本の要件とかなり異なっているということを前提にしていけないわけではございません。私も、我が国、今回の改正案におきましては、この非親告罪化にいたします場合には三つの要件を課しております。対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的という一つの要件、二つ目には、有償著作物等について原作のまま譲渡、公衆送信又は複製を行うものであるということ、三つ目には、有償著作物等の提供、提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害されることとなる場合であることの要件の全てに該当する場合に限って非親告罪とすることとしております。

これは悪質な海賊版等、こういったものを取り締まっていくということに資するわけでございますけれども、委員御指摘の二次創作というふうなことになるものと、一般的には原作のまま著作物等を用いるものではないこと、また、市場において著作物等の正規品の販売等と競合するものではない、また、有償著作物等の提供、提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害されることがなる場合との要件に該当しないと考えられますことから、非親告罪とはならないというふう

うに整理されると思います。

すなわち、二次創作活動による著作権等侵害行為につきましては、仮に権利者ではない第三者が騒いで告発をしたといたしましても、権利者の告訴がなければ公訴を提起できないいわゆる親告罪でございますので、今回の改正により何ら変わるものではないというふうにご考えております。したがって、今回の改正は、御懸念のようにより、第三者が二次創作を行う者を告発によって萎縮させたり金銭の支払を求めることを許すものではございません。

文部科学省といたしましては、改正法の施行に当たりましては、この二次創作活動の萎縮といえますものを招くことのないよう、非親告罪化の趣旨や要件の具体的内容につきましても十分に周知を図ってまいりたいと考えております。

○清水貴之君 萎縮をしないようにというのは是非進めなければいけない問題だと思っております。

ただ、ネットなどで今はわあつと広がって炎上現象などが起る可能性もあると思うんです。新しいところではオリンピックのエンブレム問題というのが起きました。知的財産権の専門家の間では、あれは著作権侵害ではないんじゃないかというのがある意見の大勢だったそうなんです。国家を挙げたあれはプロジェクトでしたけれども、四週間で撤回を余儀なくされました。もうネットや、若しくはマスコミ報道などで一気に広がっていくわけですね。

ですから、今おっしゃったとおり、厳しい要件があるのは分かるんですが、これ、なかなかこの要件というのをちゃんと理解している人とか分かっていない人というの世の中に本当にもうそんなに多くないんじゃないかなというふうに思うわけですね。そういったところでしたら、萎縮活動が起きないように、若しくは炎上が起きないように告知とか周知というのをしっかりとすべきじゃないかと思えます。するとという話は今ありましたけれども、どう進めていくおつもりですか。

○政府参考人(中岡司君) 先ほど申し上げましたように、特に二次創作活動についての萎縮効果といえますものが生ずることがないように、この趣旨とか要件の具体的内容につきまして十分に周知をするわけがございます。例えば、文化庁のホームページにおける解説とかQ&Aの掲載とか、関係団体への通知発出、説明等々、様々な手段を活用いたしまして周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○清水貴之君 今後のことで話をしますと、AI著作物、人工知能ですね、こういったものによる著作物をどうしていくかという問題ではないか。今もうそういう様々な人工知能進んでいくので、もう人工知能で、AIを使って文章を書いたりとか何か創作物を作ると。それができ上がったものが、じゃ、本当はコンピューターが作ったんだけど人間が作ったかのように発表する場合だってこれはできていくでしょうし、こういったものに对应していかなければいけないと思うんですね。

AI著作物を現在の著作権法では保護をしていないというふうに聞いていますが、ただ、対策考えていかなければいけないと思います。どのように現状では考えているのでしょうか。

○政府参考人(井内撰男君) お答えを申し上げます。

委員御指摘のとおり、人工知能によりまして自律的に生成される創作物、いわゆるAI創作物が現実のものとなっていくにつれて、情報量の爆発的な増大という形で、人間による創作活動を前提としている現在の知財制度やあるいは関連する事業活動に影響を及ぼしていくことが考えられるところでございます。

本年五月に政府の知的財産戦略本部で決定されました知的財産推進計画二〇一六におきましては、AI創作物につきまして、現在の知財制度上、権利の対象にならないというのが一般的な解釈であることを確認いたしました上で、例えば市場に提供されることで生じた価値などに着目した

しまして、一定の価値の高いAI創作物については、投資の保護と利用の促進の観点から、知財保護の在り方について更に検討が必要としたところでございます。

この知財計画二〇一六を受けて、この十月には知的財産戦略本部の下に新たな情報財検討委員会という検討体を設置いたしまして、AI創作物だけではございませんで、AI創作物を生み出すいわゆる学習済みモデルというのもございますが、そういったものの取扱いも含みますAI全般に関する知財制度上の課題につきまして検討を行っているところでございます。

今後、人工知能の関連技術の進展でございますとか国際的な議論の動向も注視しながら、関係省庁と連携して更に検討を深めていく予定でございます。

○清水貴之君 最後にお聞きしたいんですけども、今質問させていただいたように、まだまだ詰められるんじゃないか、若しくはしつかりとデータなどに基づいて、日本の損得でいいますと得の部分をしつかり示してもらいたい、若しくは得が多くなるような交渉を進めてもらいたいといううなことも思います。今後もし、TPPがどうなるか分かりませんけれども、再交渉していくとか、この部分についてもっと深く交渉していくとか、そういった部分があるのかどうか、その辺りについて大臣に最後お聞きしたいと思っております。

○政府参考人(澁谷和久君) お答え申し上げます。

協定の再交渉の御質問でございますが、協定は知的財産分野も含めまして全体をパッケージとして合意したものでございまして、一つの分野だけを取り出して再交渉するということはなかなか難しい。これは総理も大臣も常日頃申し上げておりますが、再交渉はしないというのが我が国の基本的な考え方で、これは各国とも共有されているところでございます。

その上で、先生の問題意識に照らして申し上げます。

ますと、著作権を含めた知的財産は、保護とそれから利用の促進、この両面、バランスが重要でございます。どの国も基本的な考え方として、国際協定に基づく国際標準的な形で、これ、国際協定は保護にやや力点を置く嫌いがございまして、国内の政策対応で利用促進ということでバランスを図るということでございます。TPPの政策大綱におきましてもその部分うたっておりますので、引き続き、先生の問題意識も踏まえまして、関係省庁と連携して政策対応を行っていききたいと考えております。

○清水貴之君 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○山本太郎君 ありがとうございます。

今朝起こった地震によって被害に遭われました皆様は心からのお見舞いを申し上げます。

自由党の山本太郎です。世間では、分かりづらいい、話に付いていけない、大評判でございます、このTPP。会派を代表して質問いたします。

恐らく、国会議員であつても理解されていない方々、勉強を諦めた方、たくさんいらっしゃると思います。この審議、ネット中継で御覧になつていらっしゃる方々も多数いらっしゃると思います。どうか多くの人々が理解できるよう、簡潔に分かりやすくお答えください。

SPS、検疫について、TBT、表示について話を進めてまいりたいと思っております。

資料の一でございます。(資料提示)

先日の質疑の中で、石原大臣の答弁なんです。実際には資料にあるとおりの少し長めの答弁なんですけれども、これ、要点だけピックアップすると、TPP協定では、いわゆる予防原則について明示的には触れられていないと答弁する一方で、加盟国が食品の安全を確保するために必要な措置をとる権利が認められている、こうおっしゃった。

ちょっと何か難しいなと思うんですよ。このフルバージョンで見たとしても、これを聞いて何人の国民が正しく理解できるのかな。いや、国会答

弁というのはそういうものなんだよと言われるば、まあそれまでなんですけれども。国民の理解を得られるようにと毎度呪文のように皆さんおっしゃっているわけですから、その部分、努力する必要がありますだろうと思っております。

シンブルに是非一言でお答えいただきたい。これ、石原大臣の御発言なので、是非大臣にお答えいただきたいんです。ありがとうございます。TPPでは予防原則に基づいた食品の安全確保のための措置をとることができずか。できる又はできないでお答えください。

○国務大臣(石原伸晃君) 食の安全、これまでもこの委員会が今御議論が一番熱心にされてきている一つのテーマだと思いますが、我が国が、科学的根拠に基づいてこれまでやっておりますし、これからもしつかりと規制せねばならぬということについては規制をすることがあります。このTPP協定によってそれを動かされるものではない、このように御理解をいただきたいと思っております。

○山本太郎君 こんな簡単な質問に対して一言で答えられないというのが非常に怪しい、そう思っちゃうんですよ。一言で答えられるんですよ。しかも、答えてほしいことを答えていない、質問に答えていない。

その答えがなかった部分についてお話しします。そもそも予防原則って何ですかということをお話します。

環境や食品による人体などへの被害の重大性が科学的に完全には分かっていなかったとしても、予防対策としてそれを実施する、原因物質などを排除するという考え方。危険が安全か、はっきり分からないものに関しては危険という認識を持って措置をする、これ真つ当な考え方ですよ。この予防原則に基づいた措置が人々の健康や生命を守るために非常に重要な、私たちの国は身をもって経験している。つまり、予防原則の重要性は日本のが害経験からも明らか。

例えば水俣病、一九五三年頃、熊本県水俣市周

辺で発生、たくさん住人が水銀中毒による中枢神経障害を引き起こした。原因は、新日本窒素肥料が海に廃棄した廃液中のメチル水銀。魚介類で生体濃縮され、これを食べたことにより起こった。被害の拡大を防ぐ機会は何度もありました。ざっくり振り返ります。一九五三年頃から猫が死に至る奇病が相次ぐようになった。三年後、五

六年五月、原因不明の奇病が人間に対して多発しているという報告が病院から水俣の保健所に入った。これが水俣病の公式発見とも言われています。よね。その年の十一月、水俣病の原因は重金属中毒であり、魚介類の摂取によって人体に侵入、汚染源はチソの水俣工場の廃液が疑われると熊本大学医学部研究会が報告。翌年八月、熊本県は被害の拡大を防ぐために、食品衛生法による水俣湾産魚介類の捕獲、販売禁止措置を厚生労働省に打診、しかし厚労省は、この地域の魚介類が全て有毒化しているという明らかな根拠が認められないので、当該地域で捕獲された魚介類全てに対して食品衛生法の規定を適用することはできない、そう言った。結果、どうなったか。被害はより拡大した。

一九五九年三月、水質保全法、工場排水規制法のいわゆる水質二法が施行。しかし、水俣湾周辺は推定水域に指定されず、アセトアルデヒド製造施設も特定施設指定されず、排水規制も行われなかった。魚介類の捕獲、販売が禁止されたのは一九七三年六月。最初の兆候として注目された猫が死に至る奇病から二十年もたった後、二十年です。何度も予防原則に基づいた規制を行うチャンスはあったけれども、放置したことにより多くの被害者が発生した。

予防原則の非適用による典型的な失敗例として、アスベスト被害も有名ですね。環境省自身も、アスベスト問題に関する環境省の過去の対応についてというレポートで、予防的アプローチができなかったことがアスベスト被害を拡大させた原因と認めている。

ほかにも予防原則に基づいた施策が行われず被害が拡大した事例は、イタイイタイ病、四日市公害、六価クロム鉱滓事件、土呂久ヒ素公害、カネミ油症事件、杉並病など、被害が確認されてから対症療法的に取り組んだのでは手遅れであり、取り返しが付かない。だからこそ予防原則が重要なんだということです。

ここで、通告した質問で聞くつもりだったんですけれども、時間がもうないので、そのまま進みます。

何を聞いていたか。遺伝子組換え作物による健康被害はあったんですかというのを聞いた。そして、そればかりでなく、日米並行協議で一年以内承認を完了させる約束をした四つのアルミニウム添加物に対して健康被害はありますかという質問をした。それに対する答えはもう分かっているんです。ない。ないんです。どうしてか。人体に影響があると科学的根拠に立脚したものでなければ人体に影響があるとは言えないので、ないという答えになる。遺伝子組換え作物は御存じのとおり諸説あり、虫も食わないものを子供に食べさせるのか、そういう人々もいる。そして、早速アメリカ様に差し上げた。一年以内に日本の承認を完了しなさいよという四つのアルミニウム添加物のうちの二つはEUでは禁止されています。

予防原則に立ち、もっと慎重になるというスタンスに必要なのに、何か違う方向行っている。国民の健康と生命を守ることにつながる。予防原則に立つ以外ないんだって話なんです。

聞いて、先ほどの発言から、大臣にもう一度お聞きしたいんですね。資料一にある以前の発言。TPPのSPS規定は、WTOのSPSと同様の措置をとる権利が認められる。ここからです、聞きたいことは、つまりは、予防原則に基づいた措置もとれるという理解でいいですか。イエスカノーかでお答えください。先ほど長い答弁を返された紙さんのときにも、イエスカノーかと言ってくれば答えるのにおつしやうです。予防原則に基づいた措置もとれるんです。

か、WTOと同じようにということですよ。そういうことでよろしいでしょうか。

○国務大臣(石原伸晃君) 私も水俣には何度か御訪問させていただいておりますけれども、いまだに多くの方々が苦しんでいる、そしてその病を科学的に実証することができずに、当時と今のテクノロジーの差というものはありますけれども、昭和四十年代まで放置していたということには、今行政府の中に一人として深く反省をしているところがございます。

その上で、先ほど御答弁をさせていただきました。それと、我が国の規制に対して、このTPPは排除しているわけじゃないんですね。そして、委員の御指摘は予防原則についてでございますけれども、もちろん科学的に実証できたものについては誰からも文句言われない。しかし、情報を集めるわけですが、入手可能な適切な情報を、それに基いて暫定的な措置をとるということも排除していただいているところでございます。

○山本太郎君 ごめんなさい、また答えてくれないのか、どちらなんでしょう。立てるか立てないかでお答えください。

○国務大臣(石原伸晃君) 何度もお話をさせておりますけれども、TPPの問題で、このSPS章においても、あるいは委員御指摘のWTOのSPS協定と同様に暫定措置をできるというふうに考えております。ですから、委員の御答えに対する答えはもう既にしっかりと申し述べさせていただきました。

○山本太郎君 はっきり言うてくださいよ、じゃ、予防原則に立ってますって。お願いします。

○国務大臣(石原伸晃君) 法案の文言がどうなっているかということに立って、私は法案を担当している、十一本の法案を担当している大臣でございますので、このTPA協定の方については、その協定の解釈についてお話をさせていただいて

る、御答弁させていただいたとおりでございます。

○山本太郎君 大臣はうそを言われていないんですよ。遠回しに予防原則に立たないということしか言っていないんです。予防原則に立たないということをごまかすための答弁をずっとなさっているんですよ。

どういことが説明します。

TPPのSPSの規定がWTOのSPSと同様であるならば、予防原則は適用できませんよ。なぜなら、WTOでは予防原則が否定されたから。リスク分析、つまりは科学的根拠に立脚したデータなどを示すことができれば規制することができないということです。これは予防原則とは全く違う考え方ですよ。政府は、上手にその二つ混ぜ合わせながら、いかにも予防原則に立つことが排除されていらないような雰囲気をつくっているけれども、でたらめじゃないですか。

余りにも有名、先ほどはかの委員からも話が合った、アメリカがEUを訴えたホルモン牛の輸入制限事件において、WTOで明確に予防原則否定されているじゃないですか。

ざっくり説明します。この事件では、EUは成長ホルモンを授与した牛の肉を発がんのリスクがあるということで健康リスクを理由に輸入制限。このEUの措置がWTOのSPS協定に違反するとして、アメリカとカナダがEUを訴えた。このときEUは、予防原則というものが国際慣習法として定着しており、予防原則に基づく措置はSPS協定違反にならないと主張。結果、どうなりました。完全に敗北じゃないですか。

石原大臣言うところの、TPPのSPS協定の規定はWTOのSPS協定と同様であるならば、TPPにおいて、ホルモン牛輸入制限事件で明らかにしたとおり、予防原則に基づいた措置はSPS協定違反となる。リスク分析のみ、つまりは科学的根拠に立脚した証明責任を果たすことができた場合のみ新たな規制が掛けられる。食の安全や健康に対する脅威を止めることができる話に

なる。

検査に関するTPP協定文の第七章九条二項、客観的で科学的な根拠に基づいていることが該当する部分じゃないですか。報復関税掛けられてもいいんだと、国民の生命と命を守るというなら別ですけれども、その気概、安倍政権にあるとは思えませんが。その場しのぎで言ったとしても通用しません。

例えば子宮頸がん、このワクチンで副反応で苦しむ少女たちに対して大胆な救済行われていますか。ワクチンの勧奨再開を狙っている状況を見ただけでも、それははっきり言えること。

日本独自の食品や環境の基準、表示を採用するためには、客観的で科学的な根拠に基づいていること、つまり、人体に影響があるという蓋然性ははっきりしなければならぬ、その立証責任を果たさなければならぬ。それらが果たされないまま基準や表示を行った場合は当然ISDSで訴えられる可能性が出てくる。

でも、政府はこう言っている、ISDSについて、第九章、投資の章にのみ適用する、投資の章以外は関係ないと言っている。でも、そうすか。SPS、TBT関係ない、ISDS関係ないって言っている。お花畑かよって。ほかの章の違反であっても、投資財産を持っている外国投資家が損害をかぶれば、第九章の投資の章に規定された内国民待遇、公正衡平待遇義務や収用の禁止に違反するという主張によってISDSで訴えられる可能性、十分じゃないですか。

フィリップ・モリスとオーストラリア政府の話。たばこのパッケージに関して訴えたでしょう。たばこのパッケージは本来たばこ会社が自由に使えるけれども、けれども、政府がパッケージの一定の面積を使って喫煙は健康リスクがあるといった表示をしろと要求した。それ、パッケージの表面、奪い取ったことと同じだよ、間接収用ですよということと訴えられたじゃないですか。政府が言うISDSは第九章、投資の章でしか使われないというのは詭弁なんです。

言いたいことは山ほどあるんですけど、その先に進みたいんですね、もう時間がないんで。

お聞きします。このISDS、非常に危険。それだけじゃなくて、SPS、要は歯止めがない、予防原則が使えないSPS協定、そして幅広く投資先の政府を訴えられるISDS条項とが組み合わさるというのは、これ危険極まりないのには明らかですよ。じゃ、どうすればいいですか。せめてISDSを使えないようにしたらどうですか。そういうこと、できないかな。

お聞きしたいんですけど、TPP加盟国同士でISDSをお互いに使わないというふうな約束しているような国って存在しないんですか。大臣、御存じですよ、教えてください。

○国務大臣(石原伸晃君) ISDSについては、互いに投資家が相手国を訴えるという制度でございす。

そして、委員はすごく曲解されておりますので、是非条文を読んでいただきたいと思ひます。

第七条、第九章、科学及び危険性の分析。衛生植物検疫措置の適用に関する協定の関連する規定に基づく締約国の権利及び義務を認めつつ、この章のいかなる規定も、締約国が次のことを行うことを妨げるものを解していない。ここに(a)、(b)、(c)とありますので、(c)だけ読ませていただきます。

「衛生植物検疫措置を暫定的に採用し、又は維持すること」。先ほど御答弁させていただいてますとおり、暫定的な措置を導入することが可能であるということで、委員の解釈が間違っていると御理解いただきたいと思ひます。

○山本太郎君 WTOと解釈が一緒なんだから、予防原則守られないのは当然じゃないですか。そんなこと言っちゃって無駄ですよ。このままか緩めるか、どちらかじゃないですか。当然です。

先ほどのお答えいただいていませんよ。質問にも答えずに一体どういうつもりなんですか。分らないから答えなかったんでしょ。

どの国がTPP、このTPP合意後に、このISDSに……

○委員長(林芳正君) 時間が参っておりますので、おまとめください。

○山本太郎君 済みません。

ISDSに対して、TPP合意後、ISDSを使わないでということ二国間の合意をした国がオーストラリアとニュージーランドですよ。それも答えられないんですか。

委員長、済みません、理事会でお諮りいただきたいんです。もっと詳しい甘利さんと呼んでください。お願いします。

○委員長(林芳正君) 後刻理事会で協議します。

○山本太郎君 終わります。

○薬師寺みちよ君 無所属クラブの薬師寺みちよでございます。

先日も参考人質疑させていただきましたので、せっかくなので農業についてお尋ねをさせていただきます。私、参考人質疑の際にも申し上げましたけれども、TPP批准する批准しないにかかわらず、しっかりと農業の基盤強化というものをこれから日本は行っていくかなければならない。そのため、いわゆるピンチをチャンスに変えるというこの発想こそ今の日本には必要なんではないかというところでございます。私も構造改革特区の評価委員としていわゆる規制改革に取り組んでまいりました。その中で、やはりこの農業分野というものが大変なかなか風穴が空かない分野の一つでもございしました。

TPPの協定というものを批准するからには、更に農業を活性化していく、その活性化したい農業、資料一に、お配りさせていただきましてけれども、実は高齢化というものが大変深刻な問題でございす。ここにも書かれておりますように、平成二十七年二月、これ平均年齢が六十七歳。普通でしたらもう退職という、その年齢が平均年齢だという、こういう現状でございす。

私は、これではTPP協定を批准したいということ自体がまさに危機的な状況なんではないか。それをしっかりとつないでいくためには、若者が

もって農業に参画して、生活に十分な収入を得られるための新たな改革策というものを次から次へと打ち出していかなければならないと思うんですが、まだまだそれが不足している。大臣、いかがでしょうか。教えてください。

○国務大臣(山本有二君) おっしゃるとおり、現状の日本農業はかなり厳しいものがございます。耕作放棄地の面積もなかなか低減できていないし、また、集約もまだまだでございます。さらに、御指摘の主要農家の平均年齢も上がりつつございすし、就労の人たちの平均年齢もさることながら、六十五歳以上の方々が六三%いらっしゃるというような現実もございす。

こうしたことを乗り越えながらTPPを迎えるということのこの現状からして、かなり過酷な条件をクリアしなけりやなりません。その意味で、御指摘の、若者が農業に参入することはいさう何より急務でございす。

したがって、平成二十四年度から就農準備段階あるいは営農開始直後の青年就農者を対象とした青年就農給付金の交付、これを行っております。さらに、農の雇用事業による農業法人等における雇用就農者の研修の支援、これも行っております。さらに、無利子融資等を活用した機械、施設等の取得の支援等も実施しているところでございす。また、全国及び都道府県段階における新規就農希望者に対する相談窓口の設置、あるいは就農希望者や地方公共団体、農業法人等を一堂に会した就農相談会、新・農業人フェアの開催を実施しているところでございす。就農希望者からの相談件数は年間一万八千件、フェアの入場者は八千人になっております。

それで、最近、新しい四十九歳以下の方々が九年ぶりに二万人を超えました。そういう朗報もあるわけでございすけれども、まだまだ新規就農者が少ない点、そして若者が少ない点、これから注力してしっかり対策を講じていきたいというふうに思っております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

まだまだ農業というのが魅力的な産業として若者に映っていないということ、私も大変これは危機的状況だと思っております。農業の皆様方、農業法人に就職するという方法だったら入れるんだけれども、農業委員会のようなところにかかってしまうとそれが拒否されてしまつて、自分が農業をやりたいくてもなかなか農地を持ってないという等々がございます。

例えば、大規模農家というよりも小規模農家の方がしっかりと財政基盤を有していて、安直な競争政策というのは農業に適さないという、普通の商工業とは逆行するような、そういう基盤も農業にはあるということでございます。そうすれば、若者もどんどん農業として大きくしていこうじゃないかという夢もここで絶たれてしまうわけですね。

今後TPPを批准するに当たって、日本も低コストで生産性の高い農業というのをつくり出していかなきゃいけない、クリエイティブしていかなきゃいけない、そのためには農業の大規模化などのいわゆる構造改革というの必要ではないかと思ひますが、大臣の御意見いただけますでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 重要な御指摘でございます。

農業従事者の高齢化、先ほど申しました耕作放棄地の増大、こうした課題を乗り越えて農業の成長産業化を図っていくためには、どうしても規模拡大、コスト削減、必要でございます。農業の生産性の向上を図り、その競争力を強化していくことが不可欠であるという認識でございます。

このため、まず、農地中間管理機構によりまして担い手への農地集積、集約化の推進を行っております。日本政策金融公庫による成長に必要な事業資金の供給を通じて、農業経営の規模拡大や事業の発展を支援するというにも努力しております。多収化、高品質化、省力化等が可能となる新たな品種、作付け体系の導入、ICTの活

用などによりまして、農業現場における課題の解決等、生産性の向上を図り、意欲ある農業者の経営改善努力を後押ししていくこととしております。

加えまして、御指摘の農業者の所得向上を図るためには、農業者が生産資材を一円でも安く調達できる生産供給構造を実現することも他方大事でございます。このため、生産資材の業界構造、法規制の在り方等見直しなどを含めまして、生産資材価格引下げに向けた具体的な方策を検討しているところでございます。

引き続き、こうした施策を進めることによりまして、農業や関連産業が世界に飛躍できますように全力を挙げて取り組みたいというように思っております。

○薬師寺みちよ君 大臣、ありがとうございます。

愛知の農業は大変元気が良く、養父市においてもその運用に関わっているような農家さんもたくさんございます。ですから、是非こういういった若者が参入したくなるような農業というものを、これからこのTPPというものを批准するに当たって、新しく、大臣のところでしっかりと手元で温めて、それを発信していただきたいと思ひますので、よろしくお願い申し上げます。

ところで、私も医師でございますから、医療のことについて取り上げざるを得ません。最近、塩崎大臣が食の安全については立っていただいているんですけども、なかなか医療のことについて御答弁いただく機会が少のうございますので、しっかりと医療のことにつきまして今日は御答弁いただきたいと思います。

以前からこれは指摘されている問題なんですけれども、TPPのこの協定を批准すると皆保険制度が崩れてしまうぞ、何回か衆議院でも御答弁いただいておりますけど、やはりそれを御答弁いただいたとしても、説明責任が果たせない、若しくは、山本議員ではないですけども、言葉が難しく理解できなく、皆様方が本当に大丈夫なんだ

ろうかとまだまだ疑いを持つていらつしやいます。

まず、このISDS条項などがかりまして、明確に表明されているこの日本の医療の分野、公的な医療保険制度、参入障壁として海外から提訴されるという懸念はないんですね。そして、この皆保険制度というものがしっかりと守つていただけるという保証をいただけますでしょうか。大臣、お願い申し上げます。

○国務大臣(塩崎恭久君) 結論的に申し上げます。このTPP協定には、民間医療保険の参入や、いわゆる混合診療、この解禁などについて、我が国の公的医療保険制度について変更を生じさせるような内容は含まれていないと、国民皆保険はしたがって今後も堅持されるということだと思ひます。

ISDS条項による訴えが提起されるという懸念が示されているわけでございますけれども、TPP協定におきまして、投資受入れ国が、公共の福祉に係る正当な目的のための必要かつ合理的な措置、これを差別的でない態様で講ずることが妨げられないということが投資章の複数の規定で確認をされています。

また、社会保障、それと社会保険等のいわゆる社会事業サービスについては、附属書の二というのがある、そこで我が国は内国民待遇等の投資章の一部の規定に適合しない措置などを将来にわたって包括的に留保をしているということでございます。

公的医療保険に関して我が国は、公共の福祉に係る正当な目的のための必要かつ合理的な措置を差別的でない態様で行つてきておりまして、我が国の措置がTPP協定、あるいはその中の特に投資章上の義務違反になることは考えられないことから、ISDS条項により外国投資家から損害賠償等の訴えが提起されることは想定し難い、なおかつ、万一訴えられたとしても敗訴することは想定されないというふうに思ひます。

今後とも、日本が誇る国民皆保険制度を堅持

をして、安全、安心な医療が損なわれることのないように取り組んでまいりたいと思ひます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。これで皆保険制度が守れたとしても、次の心配というものが実際に今起こつてきております。

実は、アメリカの事例を挙げましてそういうことを訴える方々がいらつしやるんですけど、アメリカは自己破綻なさいた方の六割が実は医療費が原因だったということ、このぐらい高騰している。TPP批准することによって保険が適用される範囲を縮小していくんじゃないかという、そういう懸念があるという声があります。大臣、そのことにつきましてしっかりと御答弁いただけますでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 米国のような民間保険の場合のことを想定されての御質問だと思いますが、我が国では、国民皆保険の理念の下で、必要かつ適切な医療は基本的に保険診療とするということとなっております。

TPP協定にはそもそも、民間医療保険の参入とかあるいは御指摘の公的医療保険制度の範囲を縮小することなど、我が国の公的医療保険制度について変更を生じさせるような内容は先ほど申し上げたとおり含まれていないわけでありまして、今後とも、この皆保険制度はしっかりと堅持をして、医療の安全、安心を守つていくということを私たちは基本としていかなければならないというふうに思ひます。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

これで保険というものがもし守れても、次にまた新たな問題が今発生をしております。このISDS条項によりまして、アメリカ等の製薬会社は、日本政府が薬価を安価に維持しているのではないのかというようにすることで公平な競争を邪魔していると訴えることも可能になるんじゃないか、そうすることによって、私どもが今しっかりとお薬を安価で得られることができるようなというシステムというものの自体が破壊されるのではないか、そういう声も出てきておりますが、大

臣、御答弁いただけますか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先ほど申し上げたように、T P P協定において、投資受入れ国が公共の福祉に係る正当な目的のために必要かつ合理的な措置を講ずることは妨げられないということが投資章に書かれているわけでありまして、例えば第九・十六条においては、各国が健康などの目的のために適当と認める措置を行うことを妨げるものではないことが確認されております。

それから、先ほど申し上げた附属書の二というところで留保されている社会事業サービスの中に当然薬価制度も入るということであり、薬価制度に関する措置は我が国の国民皆保険を守るという公共の福祉に係る正当な目的のために必要かつ合理的な措置を差別的でない態様で講ずるものそのものであり、それから中央社会保険医療協議会、中医協で、内資、外資を問わず関係者の意見を聞いて検討するものということでございますので、協定には違反をせず、仮にI S D S条項によって外国投資家に訴えられたとしても、我が国が敗訴することは想定されないというふうに思います。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます、大臣。

私はここで聞いていればそれで納得できるんですけど、やはりこれをもっと分かりやすく国民に説明をしていくことが大切なんじゃないでしょうか。そうやって不安が生んでしまうことによって、T P Pというものがどういうものか、恐れに変わってしまうんですね。やはりそこがまだまだ私は政府の皆様方に足りない点だと考えております。

特に医療というのは、生命というものの関係をいたします。ですから、しっかりとこれから大臣に行っていたきたいことは、分かりやすい言葉で、分かりやすい発信の中で、T P Pというものが皆保険制度を破壊するものでもなく、しっかりとその保険適用の範囲も守り、そして薬価も高騰することはない、この三点を発信をしていただ

く、お約束いただけますでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) できる限り機会を捉えて、分かりやすく説明をしてまいりたいというふうに思います。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。以上で終わらせていただきます。

○中野正志君 日本の中野正志でございます。

トランプさんの発言あるいは農業問題はあさつてに譲ることにいたしまして、早速ですが、優しく今日は質問させていただきたいと思っております。

これまで、自由貿易は日本の成長を支えてきたものの、日本の製造業、特に中小企業は安い外国製品の流入に悩まされてきたことも事実であります。これらの製品の一部には、低賃金や劣悪な労働環境、さらには、日本に比べて圧倒的に低い社会保障コストなどの下に製造されたものも含まれております。これらは社会的ダンピングとも言われています。

このような現状を踏まえて、T P Pでは、労働者の最低賃金や労働時間など、労働条件を定めた法律や労働者の基本的権利を定めた法律を整備することを各締約国に求めています。この考え方は非常にすばらしいものであり、今後とも推し進めていくべきであると考えています。

しかしながら、特に発展途上にある締約国において労働条件を向上させるための実施体制が十分に整わなかったならば、必ずしも公正公平とは言えない条件の下で製造された安い外国製品が、しかも今度は関税が取り払われた状態で日本に流れ込んでくるおそれがあるのではないのでしょうかという懸念があります。杞憂であればいいのですが、このことを心配しております。大臣の御所見を賜りたいと思ひますし、また逆に、関係国から我が国の労働関係制度に対して貿易の自由化に支障を及ぼすなどの理由で異議が出され、我が国の労働環境が悪化するおそれはないのか、この点についても伺いさせていただきます。

○国務大臣(塩崎恭久君) T P P協定の第十九章

が労働章という章でございます。働く方の保護の観点から、I L O宣言に述べられている働く方の権利を自国の法律等において採用、維持すること、それから貿易又は投資に影響を及ぼす態様によってI L O宣言に関係する法令の免除等を行ってはならないということなどを規定しております。

T P P協定は貿易や投資の促進を図るものでございますが、その際に、労働条件の切下げ等が行われた場合には働く方の保護の観点から当然これは問題があるということでありまして、この労働章の規定はそうしたことにないように設けられているわけでありまして。

こういう趣旨で設けられた労働章の規定を各締約国が遵守をして労働条件の向上を図っていくことが重要でありまして、特に発展途上国においては高い経済成長が見られるにもかかわらず、働く方の適切な保護が図られていないといった課題があることから、我が国では、例えばベトナムとかマレーシアにおいて安全衛生水準の向上に向けた自主的な取組を強化するためのセミナーの実施等の支援を進めております。

引き続き、こうした取組を通じて、途上国における働く方の保護を図り、公正公平な競争条件の確保に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、貿易自由化、労働関係制度に対して貿易の自由化に支障を及ぼすなどの理由で異議が出されて、我が国の労働環境が悪化するんじゃないかと、こういうおそれについてでございますけれども、T P P協定の労働章が求める働く方の権利保護については我が国は既に国内法令によって担保されております。このため、先ほど述べた労働章の趣旨を踏まえ、我が国の労働関係制度に対して他の締約国から貿易の自由化に支障を及ぼすとの理由で異議が出され、我が国の労働環境が悪化するということは想定されないというふうに考えております。

○中野正志君 T P Pでは、域内において人の流れをスムーズにするため、ビジネス関係者の一時

的な入国の許可や、そのための要件、申請手続の迅速化などについて規定しております。域内の商取引を活発にするためには必要な規定であろうと思ひますが、その一方で、外国人単純労働者の流入を心配する声もあります。この規定により我が国に単純労働者が流入するおそれはないのでしょうか。

また、昨年十月の大筋合意を受けて政府がまとめた総合的なT P P関連政策大綱では、海外からのビジネス関係者の受入れ等促進のため、出入国管理体制を整備することが示されております。これを受けてどのような施策を実施されるおつもりなのか、又は実施されているのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(金田勝年君) まず、委員お尋ねの一番目の点でございます。我が国に単純労働者が流入するおそれはないのかと。

T P P協定は第十二章におきまして、ビジネス関係者の一時的な入国として、出入国管理に関する申請手続の迅速化と透明性の向上について規定をしております。この第十二章の規定やこの章についての附属書が規定する内容は、全て現行の入管法令の範囲内でありまして。したがって、外国人単純労働者が流入するような事態は生じないものと考えております。

それから、第二点目でございますが、総合的なT P P関連政策大綱で、海外からのビジネス関係者の受入れ等促進のために出入国管理体制を整備することが示されているというお尋ねでございます。

これにつきましては、T P Pを通じて対内投資を活性化させるという趣旨を踏まえまして、我が国で安心してビジネスを行える環境を確保するために、海外からのビジネス関係者への円滑な出入国審査を行うという点とともに、併せてテロリストの入国を阻止するための水際対策に取り組んでいくところであります。

具体的には、まず、円滑な出入国審査のためには、本年十月から、審査の待ち時間を活用して事

前に指紋等の個人識別情報取得するための機器、バイオカードを導入いたしました。そして本年十一月からは、一定の要件を満たす、信頼できる渡航者と認められた外国人ビジネス関係者について自動化ゲートの利用を可能とします。トラステイド・トラベラー・プログラムを導入するなどをしておるわけであります。

一方で、テロリスト等の入国を阻止するための水際対策としては、厳格な水際対策を図るために、本年十月から、テロリスト等の入国を水際で阻止するべく、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真と入国管理局が保有しておりますテロリスト等の顔画像との照合を開始するといったことを開始をいたしております。

○中野正志君 我が国の厳格な環境規制と比較して、TPPの規定ぶりでは、締約国に対してどの程度の強制力を持つのかについて疑問が残ります。環境規制が緩い国で製造された安い製品が、しかも今度は関税が取り払われた状態で日本にだれ込んでくるおそれはないのか、政府の御所見をお伺いをしたい。

その一方で、我が国は、厳しい環境基準の下で培われた高い環境関連技術や製品、サービスを有しております。TPPに環境規定が盛り込まれたことを機会に、各締約国で高い環境技術や製品、サービスに対するニーズが高まることが予想され、我が国の企業がTPP域内で環境関連ビジネスを展開するチャンスが訪れるのではないかと期待もしております。このチャンスを捉えるため、政府はどのような取組をされようとしているのか、お伺いをしておきたいと思っております。

○国務大臣(山本公一君) まず、第一点目でございますけれども、本協定においては、締約国が自国の法令等を通じて高い水準の環境保護を確保するよう努めなければならない旨が定められております。また、本協定においては、協定の実施、環境の保護、締約国の能力強化等のため、締約国が相互に協力する旨定められております。

こうした各締約国による措置の実施等により、

本協定に参加する国々の環境保護の水準が全体として底上げされると考えており、御指摘のような状況となることのないように適切に対応してまいりたいと思っております。以上のような取組により、貿易・投資の促進と環境保護の推進が図られるものと考えております。

二点目の御質問でございますけれども、議員御指摘のとおり、TPP協定に基づき、日本の優れた環境技術等が適切に評価される条件が整うとともに、各国において環境対策分野の投資が拡大することが期待されております。

そこで、廃棄物処理や水処理、低炭素技術など我が国が世界をリードする優れた環境技術等の海外展開の支援に取り組むとともに、二国間クレジット制度の活用により温室効果ガスの排出削減に貢献してまいりたいと思っております。

○中野正志君 山本大臣、地熱発電、二〇五〇年に給出力二億キロワット、今の二十倍に膨らむという予測もあります。今話にありましたごみ焼却発電とかエネルギー消費ゼロ住宅、同時にまたエネルギー消費ゼロビル、日本企業は独自技術を持つてまことに商機到来だと思っておりますので、官民一体となって頑張りたいと思っております。

時間の関係で最後になるかもしれませんが、TPPの原産地規則や原産地手続はどのような特徴があるのかについて御説明をいただきたいと思っておりますし、加えて、これまで我が国が締結してきたEPAで採用してきた制度とどのような相違があるかについてもお伺いいたします。

また、TPPでは完全累積制度と呼ばれる規則を採用したと聞いております。この完全累積制度とはどのような仕組みであるのか、この制度は我が国にとつてどのようなメリットがあるのか、お伺いをしておきます。

○大臣政務官(井原巧君) お答えを申し上げます。TPPにおける原産地規則及び原産地手続については、幾つかの特徴とメリットがあると考えて

おります。まず、二国間のEPAでは、協定によつて原産地規則がそれぞれ異なるということでありますから、利用する協定ごとに確認する必要があります。TPPでは、十二か国で共通の原産地規則が策定されました。これによりまして、アジア太平洋において広く事業展開を行う企業にとりましては、特恵関税を利用する事務コストの軽減が期待されるということです。

次に、完全累積制度であります。いわゆるTPPでは完全累積ルールが採用されたということでありまして、これは、ある製品がTPPの特恵税率を利用して輸出できるかを判定するに当たって、完全累積、つまり域内の付加価値や加工工程を足して上げていくことを認めるということになります。これによると、TPP締結国十二か国であれば、どこで製造や組立てをしても、言わばメイド・イン・TPPということに関税引下げのメリットを受けることができ、中堅・中小企業を含めた我が国の企業がTPP域内で柔軟にサプライチェーンを構築することが可能となるということです。

原産地証明についてであります。日本商工会議所などの第三者機関が証明書を発給する第三者証明制度というものと個々の事業者が証明書を自ら作成する自己証明制度というのがありますが、TPPでは後者の自己証明制度というのが採用されました。自己証明制度には、各事業者が自社のビジネス動向に合わせて機動的に証明書を作成できるという利点があります。

一方、これまで我が国が締結した、主にアジアであります。EPAでは主として第三者証明制度が採用されてきたので、自己証明制度に慣れない事業者も制度を円滑に利用できるよう、分かりやすい解説書の作成や相談体制の整備など、きめ細かな支援を行ってまいりたいと考えております。

○中野正志君 残余の時間、あえて議場の皆様にお話しさせていただきますが、五年八か月前の東日本大震災、三・一一の二日前に震度五の地震が

ありました。ここ一週間、被災地もとよりでありますけれども、我々も十分に気を付けて臨ませていただきたいと思います。

○委員長(林芳正君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時八分散会